

平成 19 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

東京外国語大学

平成 20 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	16
基準5 教育内容及び方法	19
基準6 教育の成果	29
基準7 学生支援等	32
基準8 施設・設備	37
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	40
基準10 財務	44
基準11 管理運営	46
<参 考>	51
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	53
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	54
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	56

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

19年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～20年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成） 評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）として取りまとめ〔評価結果（案）として対象大学に通知〕）
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成20年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	国立大学協会専務理事
鮎川恭三	前愛媛大学長
池端雪浦	前東京外国語大学長
内永ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社技術顧問
岡本靖正	前東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	信州大学監事
北原保雄	日本学生支援機構理事長
木村靖二	大学評価・学位授与機構評価研究部長
○小出忠孝	愛知学院大学長
河野伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
児玉隆夫	学校法人帝塚山学院学院長
後藤祥子	日本女子大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	前東京都立九段高等学校長
曾我直弘	滋賀県立大学長
舘昭	桜美林大学教授
檜崎憲二	読売新聞西部本社編集局長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山大学長
平野眞一	名古屋大学総長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
前原澄子	京都橘大学看護学部長
森正夫	公立大学協会相談役
森本尚武	前信州大学長
山内一郎	学校法人関西学院理事長
山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉川弘之	産業技術総合研究所理事長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事、前群馬大学長
鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	信州大学監事、前電気通信大学長
児 玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長、前大阪市立大学長
後 藤 祥 子	学校法人日本女子大学理事長、日本女子大学長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監、東京大学名誉教授
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長、千葉大学名誉教授
森 正 夫	公立大学協会相談役、前愛知県立大学長
森 本 尚 武	前信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第6部会)

榎 原 雅 治	東京大学教授
大 野 眞 男	岩手大学理事・副学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
川 濱 昇	京都大学教授
倉 沢 愛 子	慶應義塾大学教授
櫻 井 久 勝	神戸大学教授
○鈴 木 康 司	日仏会館副理事長、元中央大学長
武 田 晴 人	東京大学教授
◎森 正 夫	公立大学協会相談役、前愛知県立大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事、前群馬大学長
○清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
山 内 一 郎	学校法人関西学院理事長
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成19年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

東京外国語大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 外国語学部では言語教育、地域教育は7課程・26専攻語により、専修教育は3つの講座に対応した履修コースにより、学際的な教育を学生に保証するシステムができています。
- 全学的センター及び附置研究所が設置され、2件の文部科学省21世紀COEプログラムの支援も受け、大学の教育研究の目的達成上、適切かつ効果的な役割を果たしている。
- 女性教員の比率、外国人教員の比率が高く、外国人教員が世界各地からバランス良く採用されている。
- 言語教育と演習指導を中心に少人数教育が基本とされ、教育目的に応じて臨地型授業や実習、インターンシップなどきめ細かく行われている。
- 独自に開発したe-learningシステムを活用して、自主学習と基礎学力不足への対応を行っている。
- 文部科学省21世紀COEプログラム、文部科学省特別教育研究経費に基づく教育研究プロジェクトなどの外部資金による研究成果が、多くの授業で取り入れられている。
- 文部科学省特色GPに平成15年度1件、平成16年度1件、平成19年度1件が、現代GPに平成16年度1件、平成17年度1件が、「魅力ある大学院教育」イニシアティブに平成17年度1件が、大学院教育改革支援プログラムに平成19年度3件が、グローバルCOEプログラムに平成19年度1件が、大学教育の国際化推進プログラムに平成18年度3件が、それぞれ採択されている。
- 学士課程では、単位修得状況、進級・卒業状況、TOEICの得点などの資格取得状況と、学生による授業評価アンケートの結果から見て、学生が身に付けるべき学力、資質・能力について、教育の成果や効果が上がっている。
- 大学祭（通称「外語祭」）において上演される「語劇」に対して、平成16年度の文部科学省特色GP「生きた言語習得のための26言語・語劇支援」を通して支援がなされている。
- 平成18年度の文部科学省大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）「英語で開講する授業の国際水準化支援事業」により、海外の大学に教員を派遣しFD活動に役立っている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 平日20時以降及び土曜日、日曜日に研究講義棟の院生研究室に立ち入ることができないことに不満を感じる学生が多い。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

すべての部局にまたがる教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針を国立大学法人東京外国語大学学則（以下、学則という。）の第1条に「世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深めることを目的とする」と定めている。その上、大学院地域文化研究科については、国立大学法人東京外国語大学大学院学則（以下、大学院学則という。）の第2条で「大学院は、世界の言語・文化、地域社会及び国際関係につき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする」と定め、第5条では博士前期課程、第6条では博士後期課程の教育研究活動に関する基本的な方針とその基本的な成果が規定されている。

また、平成16年度から平成21年度までの大学の教育研究活動の基本的な方針や達成しようとする基本的な成果等を定めたものとして、国立大学法人東京外国語大学中期目標及び国立大学法人東京外国語大学中期計画がある。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-1-② 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学の目的は、学校教育法第52条を踏まえ、「世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実践にわたり研究教授」することで、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究」という目的を具体化し、「国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深める」ことで、大学一般の目的である「知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」を目指している。

これらのことから、目的が学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は学校教育法第65条を踏まえ、「世界の言語・文化、地域社会及び国際関係につき、学術の理論及び応用を教授研究」することで、「学術の理論及び応用を教授研究」することを具体化し、「そ

の深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的」にすることで、大学院一般に求められる「その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」ことを目指している。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的は、大学の構成員に対して、教員と学生に関しては、各年度の学生便覧及び『東京外国語大学大学院地域文化研究科履修案内』を通して文書として周知されている。また、外国語学部及び大学院地域文化研究科の新入生に関しては、入学式や新入生ガイダンスの際に、学長、学部長、及び研究科長の挨拶の中で、大学の目的に触れることを通じて、周知を図っている。このほか、教職員と学生に対して、大学ウェブサイトを通して、大学の目的の周知に努めている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

大学ウェブサイト「国立大学法人東京外国語大学中期目標」及び「国立大学法人東京外国語大学中期計画」を掲載するだけでなく、「本学の目的」、「本学のグランドデザイン」についてもウェブサイト上に明示して、大学の理念を公表している。さらに大学の特色についても簡潔な紹介をウェブサイト上で、「What is TUPS?」として26言語で掲載することによって、その目標を広く社会に公表している。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 言語を中心とした研究教授を通じ、世界諸地域を理解するという目的が学則を通じて極めて明快に示されており、その達成計画について、中期目標や中期計画に明瞭に示されている。

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号、施行日：平成19年12月26日）」施行に伴い、学校教育法第52条は第83条に、同法第65条は第99条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学には、学士課程として外国語学部が置かれ、教育研究の目的を達成するために、平成7年度から、教員研究組織として3つの講座（言語・情報講座、総合文化講座、地域・国際講座）、学生教育組織として7つの課程（欧米第一課程、欧米第二課程、ロシア・東欧課程、東アジア課程、東南アジア課程、南・西アジア課程、日本課程）を設けている。

言語教育と地域教育は、上記の7課程26専攻語（欧米第一課程2か国語、欧米第二課程4か国語、ロシア・東欧課程3か国語、東アジア課程3か国語、東南アジア課程8か国語、南・西アジア課程5か国語、これに日本課程）を中心に編成され、実施されている。また、専修教育については、教員研究組織である3つの講座に対応する形で3つの履修コース（言語・情報コース、総合文化コース、地域・国際コース）が用意されている。さらに、平成16年度から、学部・大学院5年一貫制のコースとして、5つの特化コース（日本語教育学コース、英語教育学コース、言語情報工学コース、国際コミュニケーション・通訳コース、国際協力コース）が開設されている。

言語別の教育体制と個々の専門分野（ディシプリン）別の教育体制の立体的な修学が可能となっている。これらのことから、学部及びその課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

外国語学部では、教養教育を重視し、「総合科目」という名称の下に教養教育科目を開設し、卒業必要単位数126単位のうちの14単位を修得することを求めている。「総合科目」は、①現代の社会に相応しい教養を学ぶとともに、1つの専門領域の枠には収まりきれない問題領域を扱う「総合科目」、②基礎的な情報処理能力を身に付ける「情報リテラシー科目」、③身体的、精神的、社会的な健康を維持・増進する「スポーツ・身体運動基礎科目」からなる。

①、②、③のいずれについても、総合科目推進室や当該授業科目担当教員による会議を通じて絶えず検討が行われ、教務委員会と教授会の審議を通して、社会、時代のニーズ、要請にこたえている姿勢は評価できる。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院には、大学院学則第2条にある目的に沿って地域文化研究科が置かれ、博士前期課程（修士課程）

には言語文化専攻、言語応用専攻、地域・国際専攻、国際協力専攻の4専攻があり、博士後期課程には地域文化専攻の1専攻がある。

博士前期課程の4専攻のうち、言語応用専攻と国際協力専攻は、高度専門職業人を養成する専攻である。言語応用専攻には、日本語教育学専修コース、英語教育学専修コース、国際コミュニケーション・通訳専修コース、言語情報工学専修コースの4コースがあり、国際協力専攻には、国際協力専修コースと平和構築・紛争予防（PCS）専修コースの2コースがある。言語文化専攻と地域・国際専攻は、専門研究者と高度教養人の養成を目的とし、言語文化専攻には、言語・情報学研究コースと文学・文化学研究コースが地域・国際専攻には、地域研究コースと国際社会研究コースがある。

大学院地域文化研究科には、言語文化講座、地域研究講座の2つの兼担講座のほかに、博士講座として、国際文化講座、国際協力講座、対照言文情報講座、平和構築・紛争予防講座、言語教育学講座の5講座、日本銀行金融研究所、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所との連携講座が3講座開設されている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究目的を達成する上で必要な、多言語・多文化教育研究センター、地球社会先端教育研究センター、アジア・アフリカ言語文化研究所、総合情報コラボレーションセンター、教育情報化支援室を設置している。

多言語・多文化教育研究センターは、文部科学省特別教育研究経費「多言語・多文化教育研究プロジェクト」により運営され、大学における「多言語・多文化」に関する教育研究を推進し、その成果を社会に還元することを目的として業務を遂行している。

地球社会先端教育研究センターは、平成19年度の文部科学省特別教育研究経費「世界の「言語・文化・地域」理解のための最適化教育プログラム」（新規）により、平成19年4月に発足し、日本を含む世界諸地域の言語・文化・社会に関する国際的に卓越した教育研究拠点事業の推進を目的として業務を遂行している。また、このセンターは、2件の文部科学省21世紀COEプログラム（「言語運用を基盤とする言語情報学拠点」、「史資料ハブ地域文化研究拠点」（ともに平成14年度採択））の拠点事業を継続・発展させる役割も果たしている。

アジア・アフリカ言語文化研究所は、日本初の人文科学・社会科学系の全国共同利用研究所として附置され、アジア・アフリカの言語・文化についての先導的な共同研究を推進するとともに、外国語学部・大学院地域文化研究科の教育研究に協力している。

総合情報コラボレーションセンターは、情報基盤の整備・安定運用及び情報セキュリティの確保により、教育研究及び大学運営に係る総合的な支援を行うことを目的とした業務を遂行している。特に、文部科学省特別教育研究経費「多言語・多文化教育研究プロジェクト」の一部を担いつつ、総合科目の「情報リテラシー」に関して積極的な支援活動を行っている。

教育情報化支援室は、教育情報化の支援業務を行い、もって大学における教育の向上に寄与することを目的として設置され業務を遂行している。

大学の教育研究目的を達成するために、総合情報コラボレーションセンターと教育情報化支援室は、その手段としての情報基盤の整備運用と利用者サービスを行っている。また、多言語・多文化教育研究センターと地球社会先端教育研究センターは、文部科学省特別教育研究経費に基づき、大学の教育研究目的そのものを直接達成する一翼を担っているといえる。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

外国語学部では、教育活動に係る重要事項を審議するため、教授会が置かれている。教授会は、外国語学部長及び外国語学部専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織し、学部教育課程の編成、学生の入学、卒業、学部の教育又は研究に関する重要事項その他を主として審議している。

大学院地域文化研究科では、教育活動に係る重要事項を審議するため、教授会が置かれている。教授会は、大学院地域文化研究科長、副研究科長、大学院専任教員、大学院地域文化研究科博士前期課程担当教員及び大学院地域文化研究科博士後期課程兼担教員によって構成され、教育課程の編成、学生の入学、課程修了、学位の授与、研究科の教育・研究に関する事項その他を主として審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

外国語学部では、教育課程や教育方法等を検討する組織として、講座会議と教務委員会がある。講座会議は、教員研究組織である言語・情報講座、総合文化講座、地域・国際講座がそれぞれ母体となって、主として言語・情報コース、総合文化コース、地域・国際コースの3つの履修コースの教育課程や教育方法等について検討を行っている。

学部1・2年次については、学生教育組織である課程・専攻語の教育課程や教育方法に関して、課程・系列会議が検討を行っている。

教務委員会は、外国語学部長、講座選出の委員（各1人）、課程・系列会議選出の委員（各1人）から構成され、原則として月1回会議を開催し、講座会議や課程・系列会議で審議された事項や外国語学部全体の教育課程及び教育方法等に関する検討を行っている。

なお、外国語学部では、平成19年度にカリキュラム委員会及び学部将来構想ワーキンググループを設置し、平成18年度に行ったカリキュラム改革に関する予備的検討の結果を踏まえ、平成7年度に施行された現行のカリキュラム体制に関する抜本的な見直し作業を開始し、コア・カリキュラムの策定による、より効果的、効率的な教育の実現を目指している。

大学院地域文化研究科では、博士前期課程専攻会議、博士後期課程教員会議、大学院協議会が、教育課程や教育方法等の検討を行っている。博士前期課程専攻会議と博士後期課程教員会議は、各専攻の円滑な運営を図るために、適宜開かれている。大学院協議会は、研究科長、副研究科長、博士前期課程各専攻長及び各専攻会議から選出された委員（各1人）、博士後期課程教員会議議長及び各教員会議から選出された委員（各1人）、及び大学院専任教員代表委員2人から構成され、原則として月1回、大学院地域文化研究

科に関する教育課程や教育方法等に関して検討を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 外国語学部では言語教育、地域教育は7課程・26専攻語により、専修教育は3つの講座に対応した履修コースにより、学際的な教育を学生に保証するシステムができている。
- 全学的センター及び附置研究所が設置され、2件の文部科学省 21 世紀COEプログラムの支援も受け、大学の教育研究の目的達成上、適切かつ効果的な役割を果たしている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

外国語学部には、観点2-1-①で言及したごとく、学生教育組織である7つの課程と3つの履修コース及び5つの特化コースがある。この「履修コース」及び「特化コース」に対応する形で3つの講座（言語・情報講座、総合文化講座、地域・国際講座）からなる教員組織が編制され、専修教育を柱としたコース運営に携わっている。また「課程」に対応する形で、言語教育と地域教育を遂行するために、「課程・専攻語」、「系列」が編制されている。

大学院地域文化研究科には、学生教育組織である博士前期課程4専攻と博士後期課程1専攻があり、博士前期課程各専攻には複数の履修コースが設定されている。これに対応する形で、博士前期課程の教員組織として3つの修士講座（言語・情報講座、総合文化講座、地域・国際講座）及び5つの博士講座（国際文化講座、国際協力講座、対照言文情報講座、平和構築・紛争予防講座、言語教育学講座（専任））、博士後期課程の教員組織として2つの博士講座（言語文化講座、地域研究講座（兼任））及び5つの博士講座（国際文化講座、国際協力講座、対照言文情報講座、平和構築・紛争予防講座、言語教育学講座（専任））がある。また、博士前期課程では各講座所属の教員が4専攻を単位にして教員教育組織を編制し、博士後期課程では各講座所属の教員が1専攻を単位にして教員教育組織を編制している。

これらのことから、大学では、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

外国語学部の専任教員数は166人、教員1人当たりの学生現員数は23.1人である。授業科目数は総計2,399科目、専任教員1人当たりの平均担当授業科目数は11.4科目である。

大学院地域文化研究科の博士前期課程担当の教員数は兼任も含め197人、博士後期課程担当の教員数は兼任も含め115人である。授業科目数は博士前期課程で総計1,344科目、教員1人当たりの平均担当授業科目数は4.4～8.5科目、博士後期課程で総計212科目、教員1人当たりの平均担当授業科目数は1.8科目である。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

大学設置基準第13条に定められた学士課程の必要専任教員数は76人であるが、外国語学部には166人（うち教授82人）の専任教員が在職している。また、外国語学部の教育課程は、言語教育、地域教育、専修教育を3つの柱として構成され、それぞれの専任教員の担当割合は、70.6%、79.8%、85.7%になっている。このうち、言語教育において専任教員の担当比率が相対的に低いのは、言語教育においては少人数を基本としていること及びネイティブ・スピーカーによる会話授業を十分確保するために、非常勤講師に依存する割合が相対的に高くなっていることによる。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりとなっている。

〔博士前期課程〕

- ・ 地域文化研究科：研究指導教員189人（うち教授116人）、研究指導補助教員8人

〔博士後期課程〕

- ・ 地域文化研究科：研究指導教員114人（うち教授80人）、研究指導補助教員1人

これらのことから、大学院設置基準第9条に定められた研究指導教員、研究指導補助教員の数を、博士前期課程、博士後期課程ともに十分確保していると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

外国語学部及び大学院地域文化研究科では過去5年間の専任教員の募集22件がすべて公募で行われており、うち7件は任期制が導入されている。

外国語学部及び大学院地域文化研究科の専任教員はバランスの良い年齢構成となっており、女性教員の比率は30.6%であり、外国人教員の比率は13.9%である。外国人教員は欧米ばかりでなく世界各地から採用されている。特任外国語教員として、外国語を母国語とし、外国語科目及び専門教育科目の担当を主な職務とする任期付常勤教員を採用する制度を設けている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

外国語学部及び大学院地域文化研究科では、それぞれ「国立大学法人東京外国語大学外国語学部教員選考規程」、「国立大学法人東京外国語大学大学院地域文化研究科教員選考規程」に基づき新規採用を行っている。また、それぞれ「国立大学法人東京外国語大学外国語学部教員昇任基準申合せ」及び「国立大学法人東京外国語大学外国語学部教員昇任審査の手続きに関する申合せ」、「東京外国語大学大学院地域文化研究科教員昇任基準申合せ」に基づき昇任を行っている。

新規採用に関しては、採用基準を定め、公募要項で公表し、教授会から付託された審査委員会・選考委

員会が採用候補者の選考を行い、教授会の投票で採用を決定する。また、昇任に関しては、昇任基準と昇任手続きが定められている。

特に、外国語学部の新規採用候補者に対しては、シラバス案提出や模擬授業を通して教育上の指導能力が評価されている。また、大学院地域文化研究科の新規採用候補者に対しては、面接を実施し、教育研究上の指導能力の評価が行われている。

外国語学部、大学院地域文化研究科いずれにおいても新規採用及び昇任に関しては、単に任用基準を満たすだけでなく、「教員としての適格性を審査する」と謳われており、これを指導能力についての評価を下す規定と判断できる。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育活動に関する評価は、年度初めの教育目標の設定及び年度末の自己評価書の提出を各教員に課し、それに基づき点検・評価室が行っている。

点検・評価室が行っている教員の教育活動に関する評価は、教育研究の質の向上を目的とする点検・評価活動の一環として実施されている。評価の結果を教員の人事評価には利用しないという原則の下に教育評価が行われており、評価の結果はあくまで教育の質の向上のためにのみ利用されている。

外国語学部の教員及び大学院地域文化研究科所属の教員の人事評価は、外国語学部と大学院地域文化研究科に共通の評価基準（教育、研究、社会貢献、業務・運営という4つの分野で基準が設定されている。）に基づき、外国語学部と大学院地域文化研究科とが合同で設置した人事評価委員会によって実施されており、評価結果は昇任、昇給及び手当に反映されている。教育活動に関する評価は人事評価委員会が独自に行っており、点検・評価室の教育評価の結果が利用されることはない。

人事評価委員会が行う教育評価と点検・評価室が行う教育評価は、大学情報データベースシステムの教員等基礎データから、教員の教育活動に関する情報をそれぞれ別個に取得して実施されている。従って、両者は事実上同一のデータに基づいた評価となるが、評価結果を利用する目的は全く別個のものである。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

外国語学部・大学院地域文化研究科においては、授業内容に関連した研究活動が行われ、研究業績として著書等が公表されており、各教員はこれらの研究成果を授業に反映させて実施されている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育に関わる事務組織として、学務部に教務課、学生課、入試課、留学生課を置き、35人の事務職員を配置している。TAの採用は各教員から希望を募り、当初配分予算範囲内で採用数を決定し、希望した教員全員にTAが配置されている。平成18年度は延べ151人の大学院学生を採用し、個々の授業における教

育業務を補助する役割を担っている。また教員によっては、教員個人の教育研究費等から学部学生、大学院学生を教務補佐として雇用し、教育課程の展開の補助としている者もあり、平成18年度は延べ133人を雇用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 女性教員の比率、外国人教員の比率が高く、外国人教員が世界各地からバランス良く採用されている。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

大学では、外国語学部と大学院地域文化研究科で、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。外国語学部では、入学希望者向けの大学案内とそのウェブサイト版の両方に、大学の教育目標とアドミッション・ポリシーを掲載している。

アドミッション・ポリシーには「国語、外国語、社会、数学、理科などに関して総合的な基礎知識を備え、世界諸地域の言語・文化・社会などに関心をいだき、みずから学ぶ意欲のある学生を求める」と明記されている。

大学院地域文化研究科では、大学院案内のウェブサイト上にアドミッション・ポリシーを掲載すると同時に、その内容を入学者選抜試験の学生募集要項等で説明している。

また、オープンキャンパス等で、大学案内及び大学院案内を配布し、学外関係者に対して公表及び周知を行っている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

外国語学部では、一般選抜入学者選抜方法を利用し、「前期日程」と「後期日程」による分離分割方式で実施されており、大学入試センター試験の成績、学力検査の成績及び調査書の内容を総合して合否判定が行われている。アドミッション・ポリシーを踏まえ、大学入試センター試験を入学者選抜に利用するとともに、「前期日程」では「外国語」と「世界史」の学力検査が、「後期日程」では「外国語」の学力検査が実施されている。

大学院地域文化研究科博士前期課程では、筆答試験と口述試験（あるいは口述・通訳実技試験）からなる学力検査を中心に入学者選抜を実施している。筆答試験では、専門研究を行うに十分な語学力の確認を行い、一部の専攻・コースでは論述試験により、研究に必要な基礎学力の判定を行っている。また、口述試験（言語応用専攻の国際コミュニケーション・通訳専修コースでは、口述・通訳実技試験）では、研究計画書と論文に基づいた学力の検査が行われている。

大学院地域文化研究科博士後期課程では、主要論文、研究計画書及び学力検査（筆答試験・口述試験）等の内容を総合して、入学者選抜を行っている。学力検査のうち筆答試験では、専門的な研究を行うに十

分な語学力の確認、口述試験では、主要論文と研究計画書に基づいた学力の検査が行われている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

教育の目的を達成するために、外国語学部と大学院地域文化研究科ともに、留学生、社会人、編入学生等に対して、別途アドミッション・ポリシーを設ける必要はないと考えられている。

留学生の受入に関しては、外国語学部日本課程において30人を定員として設け、日本留学試験の成績、学力検査の成績及び中等教育（高等学校等）の成績証明書の内容を総合して可否の判定が行われている。また、外国語学部では、日本課程以外の各課程への入学を希望する私費外国人留学生と帰国子女に対して、それぞれ特別選抜を実施している。大学院地域文化研究科博士前期課程では、留学生特別選抜は実施していないものの、4専攻あわせて50人の定員を設けて、「日本語を母語としない受験者」に対して日本語での受験を認める等、実質的な配慮を行っている。

社会人の受入に関しては、外国語学部では特別な選抜は実施していない。大学院地域文化研究科博士前期課程では定員を10人程度設けて社会人特別選抜を実施し、一部の試験を免除したり、口述試験の際の資料となる研究計画書や論文について、その要件を緩和している。

編入学生の受入に関しては、外国語学部では、欧米第一課程（英語専攻、ドイツ語専攻）と東アジア課程（中国語専攻、朝鮮語専攻、モンゴル語専攻）で、それぞれ20人と10人の定員を設けて第3年次編入の特別選抜を実施している。また、その時々々の欠員数に応じて、各課程・各専攻語で編入学生に関する特別選抜を実施している。なお、大学院地域文化研究科では特に実施していない。

これらのことから、留学生、社会人、及び編入学生等に関して、特段アドミッション・ポリシーを設けてはいないが、これらの学生の置かれた状況や属性に応じて、特別選抜入試などの適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

外国語学部では、「国立大学法人東京外国語大学外国語学部入学試験委員会規程」と当該委員会が定めた「国立大学法人東京外国語大学外国語学部入学試験における出題・採点等に関する細目」を通して、実際の入学者選抜の実施体制が組織化されている。入学試験委員会は、教育・学生等担当の副学長と外国語学部長、各課程・系列会議から互選された委員、及び学力検査実施教科等ごとの出題責任者から構成され、外国語学部入学者選抜、外国語学部入学者特別選抜、外国語学部編入学試験入学者選抜等、外国語学部の入学者選抜に関する具体的な実施体制（入学者選抜の方法、学力試験の実施体制や実施日時、合格者決定の学内手続きの日程等）に関して原案を作成し、教授会での審議を経て、入学者選抜を実施している。

実際の入学者選抜は、学長が、「国立大学法人東京外国語大学外国語学部入学試験における出題・採点等に関する細目」に基づき、出題・採点責任者、出題・採点・集計委員、試験問題点検委員、試験監督委員、検査場責任者、試験問題分封委員、健康診断審査委員を決定している。

大学院地域文化研究科では、大学院協議会が主体となって、「国立大学法人東京外国語大学大学院地域文化研究科教育研究等検討会議規程」と「国立大学法人東京外国語大学大学院地域文化研究科入学試験における出題・採点等に関する細目」に基づき、入学者選抜の筆答試験の出題委員と採点委員、及び試験監督委員を決定している。また、入学者選抜の口述試験については、専攻ごとに、受験生の専門分野に応じて

口述試験委員を選出している。可否の判定については、社会人特別選抜に基づく定員と外国人留学生の定員を考慮しながら、大学院協議会と各専攻会議の審議を経て、大学院教授会で決定している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

外国語学部における入学者選抜に関する様々な検討を行うため、入試室を設けている。入試室は、入学者アンケートを毎年度実施し、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるのに適切な形で入学者選抜が実施されたかどうかを検討している。平成 18 年度の入学者選抜から導入された世界史に関しては、「平成 19 年度本学二次入試に関する報告」に付けられた「世界史導入に関するアンケート結果の報告」によると、教員・新入生の両者から世界史の基礎知識が大学で学ぶ上で必要と認識されており、世界史の導入が意味あるものと考えられていることが分かる。

大学院地域文化研究科では、大学院企画運営室と大学院協議会が中心となって、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われている。

大学院地域文化研究科博士前期課程では、平成 18 年度の 4 専攻への改組に合わせて、平成 17 年 10 月の入学者選抜から、一部の専攻・コースで、専攻科目に関する論述試験を課すことにした。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 15～19 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。

〔学士課程〕

- ・ 外国語学部：1.09 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 地域文化研究科：0.97 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 地域文化研究科：1.01 倍

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係が適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 外国語学部では、アドミッション・ポリシーに合致した学生の受入を可能とするため、平成 18 年度選抜入試から、前期日程で新たに「世界史」を受験科目に加えている。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

外国語学部では学則に基づき「言語・地域文化」を専攻分野とする「学士」の学位を授与しており、専門科目、総合科目、自由科目の3科目群のうち、特に専門科目において言語科目、地域科目、専修科目群の3科目を備え、言語科目においては主専攻語、副専攻語、研究言語の三者、地域科目では地域基礎科目、地域専門科目の二者、専修科目では専修基礎科目、専修専門科目の二者に分かれて授業科目が配置されている。

専門教育の柱としては、専攻語とその地域に関わる基礎的な事項を、1・2年次の「主専攻語科目」と「地域基礎科目」を通じて履修し、3・4年次では、1・2年次で獲得した言語能力を活かしながら、「地域専門科目」や「専修専門科目」によって、専門的に諸分野の学問を学ぶと同時に地域文化研究に関する理解を深めるようにしている。

これらのことから、外国語学部では、「言語を通して地域文化研究を図る」という目標と「言語・地域文化」を専攻分野とする「学士」の学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

「言語科目」では、「読む」、「聞く」、「話す」、「書く」の4つの技能をバランス良く訓練し、実践的な水準にまで達するように、授業の内容が設計されている。

また、「地域科目」については、専攻語と関連の深い地域について、その文化・社会に関して様々な観点から基礎的・総合的に理解することを目的として「地域基礎科目」の授業内容が構成され、各地域に関して専門的かつ視野の広い研究を進めていくために必要な言語、文化・社会等の諸問題を学ぶように、「地域専門科目」の授業内容が組み立てられている。

「専修科目」については、学問研究の方法論を体系的に学ぶように授業内容が構成され、3つの履修コース（言語・情報コース、総合文化コース、地域・国際コース）ごとに、「専修基礎科目」ではそれぞれの基礎的事項・入門的な内容、「専修専門科目」では人文・社会科学の体系的な内容と地域文化研究の専門的な内容が取り上げられている。

「総合科目」は、以上のような「言語科目」、「地域科目」、「専修科目」のそれぞれの授業科目区分では取り扱えないような、複合的領域の問題を題材にして、現代社会に生活するにふさわしい教養を身に付けられるように授業内容が工夫されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

当該大学では、授業の内容が、教育全体の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっている。例えば、2つの文部科学省21世紀COEプログラム「言語運用を基盤とする言語情報学拠点」及び「史資料ハブ地域文化研究拠点」（ともに平成14年度採択）、文部科学省特別教育研究経費「中東イスラーム研究教育プロジェクト」や、様々な科研費プロジェクト等による最新の研究成果が学士課程の授業にも反映されている。

これらのことから、授業の内容が、教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

教育課程の充実のため、他大学への派遣制度、インターンシップによる単位認定、文部科学省特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）に採択された「26言語情報リテラシー教育プログラム」（平成15年度採択）及び「生きた言語修得のための26言語・語劇支援」（平成16年度採択）、文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）に採択された「在日外国人児童生徒への学習支援活動」（平成16年度採択）とその後継事業として、文部科学省特別教育研究経費による「多言語・多文化教育研究プロジェクト」を基盤とした多言語・多文化教育研究センターによるadd-on program「多言語・多文化社会」を通じた補充教育の実施等を行っている。なお、平成16年度入学生から、学部・大学院5年制の教育プログラムとして特化コースを開設している。

また、平成19年度に「教養日本力」高度化推進プログラムが文部科学省特色GPに採択されている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

原則として年間 50 単位の履修登録上限を設けて、単位の実質化を図っている。また、主専攻語の授業や演習・卒業論文演習等の授業を通して適切な履修指導を行っている。授業時間外の学習時間の確保については、補助教材等をウェブサイト上で掲載したり、e-learning システムを利用したりすることにより、自習時間の確保を図っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィードバック型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

授業科目全体から見ると、構成比は講義 57.5%、演習 40.7%、実技・実習 1.8%である。学習指導法の工夫としては、言語教育は原則として少人数教育を基本とし、平成 19 年度の 1 クラス当たりの人数は英語とフランス語で 30 人を超えているが、それ以外はすべて 30 人以下である。また、ネイティブ・スピーカーによる授業を重視しており、言語教育の授業科目全体に占めるネイティブ・スピーカーの割合は 32.7%である。3・4 年次の演習及び卒業論文演習でも少人数教育が徹底され、クラス規模は 1～5 人が最も多く、対話・討論を重視した授業を展開している。なお、平成 17 年度から、日本課程では、留学、海外研修を効果的に取り入れた臨地型授業を導入している。

このほか、ウェブサイト上でオンライン教材を用いて自習し、課題を提出できる独自に開発した e-learning システムを構築し、文部科学省 21 世紀 COE プログラム「言語運用を基盤とする言語情報学拠点」（平成 14 年度採択）の研究成果を活かして開発した Tufs 言語モジュール、文部科学省現代 G P 「e-日本語インターネットで広げる日本語の世界」（平成 17 年度採択）で開発した日本語教材等を用いて授業に活用している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

履修登録・学生住所管理・成績管理・電子シラバス等を一体化したシステム（教務課サーバ上の「ドリームキャンパス」）を利用している。

全教員が共通のフォーマットでウェブ入力することによってシラバスを作成し、冊子の配付やウェブサイト上での閲覧を通して広く活用されている。なお、授業の実態に合わせて、4 月以降もウェブサイト上のシラバスは変更・修正が可能となっている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断

する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

附属図書館に190台、研究講義棟に190台（大学院研究室に39台）、アジア・アフリカ言語文化研究所の共同研究室に大学院学生用として20台の学生用のパソコンを設置し、AVライブラリーには学生用視聴覚機器を用意して、学生の自主学習の場を確保している。

教員各自がオフィスアワーを設定することで、個々の学生の自主学習の促進や補充教育に取り組んでいる。また、留学生については、勉学上必要な日本語運用能力の向上を目指して、「全学日本語プログラム」による補充教育を行っている。

このほか、独自に開発した e-learning システムを活用して、自主学習と基礎学力不足への対応を行っている。

これらのことから、自主学習への配慮、特に基礎学力不足の留学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

外国語学部では、各授業科目の成績評価の基準は、試験の成績、出席状況、学修状況その他を総合判定し、点数により評価された成績の標語及び可否は、100点満点のうち60点以上を合格とし、優、良、可、不可の4段階の標語を規程に定めている。卒業認定基準については、学則において定めている。なお、これらの基準は、各年度に学生に配付される履修案内とシラバスを通じて周知されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

学則に定められた成績評価基準に基づき、各授業科目の成績評価基準を担当教員が個々に定めシラバスに明記し、それに基づき成績評価と単位認定を行っている。なお、専門教育の1つの柱である1・2年次の主専攻語の授業科目（非モジュール）に関しては、履修すべき6科目を総合して行うことにし、それに基づいて専攻語ごとに進級判定が行われている。また、卒業認定については、教務委員会と教授会の審議を経ることによって、卒業認定基準に従った評価とその適切さが担保されている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

外国語学部では、成績評価等の正確さを担保するため、「学生からの成績問い合わせ」システムが整備されている。ちなみに平成19年4月実施分については、平成18年度2学期開講分の成績問い合わせが11件、平成18年度通年開講分の問い合わせが5件である。答案の返却や開示が行われない科目に関しては、

このシステムが機能している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

大学院地域文化研究科では、大学院学則第2条にあるように「世界の言語・文化、地域社会及び国際関係につき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること」を目的とし、「学術」、「文学」、「言語学」、「国際学」のいずれかを専攻分野とする「修士」の学位と「学術」を専攻分野とする「博士」の学位を授与しており、これに対応して博士前期課程と博士後期課程で授業科目が配置されている。

従来の博士前期課程では、言語・地域を柱とした7専攻による教育課程の編成が行われていたが、平成18年度に、専門研究者と高度教養人の養成を主目的とし、言語研究・文化研究と地域研究・国際社会研究という学問分野の区分に応じた「言語文化専攻」及び「地域・国際専攻」の2専攻と、高度専門職業人養成を主目的とし、言語教育・言語運用と国際協力・平和構築という実務分野の区分に応じた「言語応用専攻」及び「国際協力専攻」の2専攻を設置し、4専攻に改組した。

この4専攻の構成は、学問分野と教育目的の2つの区分によるマトリックス状の構成になっている。

	専門研究者・ 高度教養人養成	高度専門職業人養成
言語・文化研究	言語文化専攻	言語応用専攻
地域・国際社会研究	地域・国際専攻	国際協力専攻

言語・文化研究においては、基礎となる修士講座の言語・情報講座と総合文化講座（文学系）の教員と、大学院博士専任講座の対照言文情報及び言語教育学の各講座の教員が担当し、一般言語学、個別言語学、言語教育学、文学、文化学等を中心にカリキュラムが編成されている。

地域・国際社会研究においては、基礎となる修士講座の地域・国際講座と総合文化講座（思想・文化系、相関人間科学系）の教員と、大学院博士専任講座の国際文化、国際協力及び平和構築・紛争予防の各講座の教員が担当し、社会科学（社会学、経済学、政治学、国際関係論等）と人文科学（哲学・思想、文化人類学、歴史学等）を中心にカリキュラムが編成されている。

また、言語教育学研究者育成プログラムが評価され、「多言語社会に貢献する言語教育学研究者養成」が平成17年度文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択されている。

これらのことから、教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、学問分野や職業分野における期待に応えるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院学則第2条にある教育の目的と授与される学位、及び目的とする学問分野や職業分野の期待を考慮して、博士前期課程では、「専攻専門科目」は、それぞれの専攻・コースごとに教育課程の柱となる授業科目によって構成されている。また、「専門特殊研究」を通じて修士論文の指導を行っている。「学術表現

演習」は、専攻する言語研究・地域研究に必要な言語運用能力やプレゼンテーションの技能などを高めるように、授業内容が構成されている。「専攻関連科目」は、学生の専攻・研究内容に応じて、それぞれが必要と思われる授業科目を履修するように配置されている。なお、言語応用専攻（国際コミュニケーション・通訳専修コースを除く）と国際協力専攻では、専攻の主な目的が高度専門職業人の養成にあるため、「学術表現演習」の履修は修了要件に含まれていない。

これに対して、博士後期課程では、「共通」科目、多分野交流研究及びそれぞれの地域ごとの授業科目とも、研究者養成にふさわしい内容となるように、授業内容が構成されている。

これらのことから、各授業科目区分にはそれぞれ明確な役割が与えられており、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

大学院地域文化研究科では、2つの文部科学省21世紀COEプログラム「言語運用を基盤とする言語情報学拠点」及び「史資料ハブ地域文化研究拠点」、文部科学省特別教育研究経費「中東イスラーム研究教育プロジェクト」に基づく研究成果を授業内容に反映し、かつ、平成18年度に文部科学省世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業に採択された「中東とアジアをつなぐ新たな地域概念・共生関係の模索」及び「東南アジアのイスラーム」、文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「資源の分配と共有に関する人類学的統合領域の構築」をはじめとする様々な科研費プロジェクト等による最新の研究成果が授業に反映されている。なお、「コーパスに基づく言語学教育研究拠点」が平成19年度文部科学省グローバルCOEプログラムに採択され、今後その最新の研究成果を授業に反映し、少数民族の言語・文化を臨地研究するための方法論の習得、様々な言語情報を収集するための方法を学び研究目的に応じてコーパス化し言語分析する手法の習得などに資する予定である。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

博士前期課程、博士後期課程ともに、履修手続きについては、学生が履修しようとする授業科目を主任指導教員の指導の下に選定し、主任指導教員の許可を得た上で履修届を提出するという手続きを定めている。大学院学則第28条に定めるとく、博士前期課程にあつては30単位以上を、博士後期課程にあつては12単位以上を修得しなければならない。また、学生による予習を前提として、口頭発表及び討論等を中心に授業が進められており、それに基づき成績評価が行われ、単位の実質化が図られている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

大学院地域文化研究科の授業は、少人数教育を基本とし、学生による口頭発表や討論に基づく演習形式で実施されている。クラス規模で最も多いのが1～5人クラスである。

また、博士前期課程の言語応用専攻と国際協力専攻では、高度専門職業人の養成という観点から、教室での実習や臨地実習（インターンシップ）などの授業形態を持つ授業科目を組み込んでいる。

平成19年度文部科学省大学院教育改革支援プログラムに「高度な言語運用能力に基づく地域研究者養成」、「平和構築・紛争予防修士英語プログラム」、「即戦力通訳者養成のための高度化プログラム」の3件が採択され、大学院教育の実質化に向けて新しい取組が開始されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

履修登録・学生住所管理・成績管理・電子シラバス等を一体化したシステム（教務課サーバ上の「ドリームキャンパス」）を利用している。

全教員が共通のフォーマットでウェブ入力することによってシラバスを作成し、冊子の配付やウェブサイト上での閲覧を通して広く活用されている。なお、授業の実態に合わせて、4月以降もウェブサイト上のシラバスは変更・修正が可能となっている。

これらのことから、大学院では教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

大学院学則第7条に定めた各専攻（博士前期課程は言語文化専攻、言語応用専攻、地域・国際専攻、国際協力専攻、博士後期課程は地域文化専攻）の目的に沿うよう、博士前期課程・博士後期課程ともに、主任指導教員を置き、研究指導を行っている。主任指導教員については、各専攻・コースの専門特殊研究担当の教授、准教授の中から、学生の希望に基づき、学生の研究テーマを考慮した上で、教授会の審議を経て決定している。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

博士前期課程については、主任指導教員と副指導教員による複数教員研究指導体制を採っている。博士後期課程については、主任指導教員と2人の研究指導担当教員からなる博士論文指導委員会を設置して、学生の研究指導の責任を負っている。また、博士前期課程、博士後期課程とも、あらかじめ決められた予算の範囲内で学生をTA、RAに採用することができ、TA、RA活動を通して、教育研究に関する技能

の向上と教育的活動の訓練が図られている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

博士前期課程では、修士論文の作成に関して、主任指導教員と副指導教員による指導体制が敷かれ、「専門特殊研究」という授業科目を中心に、修士論文指導が行われている。また、毎年度末に主任指導教員と副指導教員が連名で「研究指導報告書」を研究科長宛に提出することで、修士論文作成に関する指導が適切かどうか、点検が行われている。

これに対して、博士後期課程では、主任指導教員と2人の研究指導担当教員からなる博士論文指導委員会を設置して、学生の研究指導の責任を負っている。また、「博士論文指導委員会による博士論文の作成等の指導」として、博士後期課程では、毎年度末に研究進捗状況の確認として、博士論文の構想・研究方法等を明らかにした論文計画書の作成と提出(第1段階)、学術誌等への論文発表又は研究業績の執筆・提出、面接指導とその大学院教授会への報告(第2段階)、博士論文の執筆(第3段階)を求め、博士論文に関する適切な指導が学生の研究の進捗状況に合わせて行われるように「国立大学法人東京外国語大学学位審査等に関する細則」に定められている。

また、文部科学省グローバルCOEプログラム「コーパスに基づく言語学教育研究拠点」及び文部科学省大学院教育改革支援プログラム「高度な言語運用能力に基づく地域研究者養成」の枠組みで、博士後期課程学生の海外調査あるいは国際学会への派遣を通じて、博士論文執筆に向けた手厚い支援を行っている。また、「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム(ITP)」によって、海外における半年ないし1年の研究が可能となっており、これも博士論文執筆の一助となっている。

以上のような論文指導体制により、平成18年度は、博士前期課程の学位取得率が72.9%、博士後期課程では、1年次と2年次の進級率が100%、課程博士の学位を取得した者が15人であった。また、博士後期課程では、入学定員に対する学位取得者の比率は22%、単位修得退学者の比率は37%、単位修得退学までに要した平均年数は4.4年であった。

大学院地域文化研究科では、複数教員による論文指導体制を採っており、博士前期課程については指導報告書を通して、博士後期課程については研究状況を段階的に確認している。しかし、学位取得率は高いとはいえない。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、おおむね機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

大学院地域文化研究科では、各授業科目の単位認定基準、修士論文・修士研究及び博士論文の成績表示方法を、大学院学則第31条等において定めている。学位論文の評価については、博士前期課程、博士後期課程とも、論文審査員による論文審査報告書の提出を求め、専攻会議、教授会での審議を通して実施している。

修了認定基準に関しては、大学院学則第33条、第34条等において定められている。ただし、博士前期課程の在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認められる者、また、言語応用専攻と国際協力専攻における外国語学部特化コースからの進学者で、優れた研究業績を上げたと認められる者は、在学期間1年で修了可能としている。また、博士後期課程の在学期間については、優れた研究業績を上げたと認められる者については、博士前期課程2年修了者の場合にあっては博士後期課程に1年以上、博士前期課程を1年で修了した者の場合にあっては博士後期課程に2年以上、それぞれ在学すれば足りるとされている。

なお、成績評価基準及び修了認定基準に関しては、履修案内とシラバスを通じて周知されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、履修案内等を通じて学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

博士前期課程と博士後期課程の各授業科目の成績評価と単位認定に関しては、シラバスに記載された「成績評価の方法」に基づいて行われている。学位論文の審査と最終試験については、大学院学則において「国立大学法人東京外国語大学学位審査等に関する細則」として定めている。学位論文の成績評価と学位の授与に関しては、審査委員会の結果報告に基づいて、大学院教授会が成績評価基準に合致した評価が行われているかどうかを審議し議決している。また、修了認定に関しても、所定の授業科目の単位修得と学位論文の審査及び最終試験の審査の結果に基づき、大学院協議会と大学院教授会による審議と議決により行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文の審査体制については、「国立大学法人東京外国語大学学位審査等に関する細則」で、その詳細が定められている。

修士論文の審査については、学生による修士論文審査の申請を受けて、大学院地域文化研究科教授会は、主査となる主任指導教員と副査となる2人の教員からなる審査委員会を設置し、修士論文の審査と最終試験を実施し、その結果は、各専攻会議、大学院協議会、大学院地域文化研究科教授会によって審議され、議決されることになっている。

博士論文の審査については、研究指導体制として定められたプロセスを経たのち、学生による博士論文審査の申請を受けて、大学院地域文化研究科教授会が、主査となる主任指導教員と副査となる4人からなる審査委員会を設置し、博士論文の審査と最終試験を実施し、その結果は、大学院地域文化研究科教授会によって審議され、議決されることになっている。なお、副査となる審査委員には、他の大学院若しくは研究所等の教員等を含めることが可能であり、学外審査委員がほとんどの論文審査に加わっている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

大学院地域文化研究科では、成績評価等の正確さを担保するため、平成18年度から、「学生からの成績問い合わせ」システムを導入した。このシステムによる学生からの成績問い合わせの件数は、平成18年10月実施分については2件、平成19年4月実施分については0件である。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 言語教育と演習指導を中心に少人数教育が基本とされ、教育目的に応じて臨地型授業や実習、インターンシップなどきめ細かく行われている。
- 独自に開発した e-learning システムを活用して、自主学習と基礎学力不足への対応を行っている。
- 文部科学省 21 世紀 COE プログラム、文部科学省特別教育研究経費に基づく教育研究プロジェクトなどの外部資金による研究成果が、多くの授業で取り入れられている。
- 平成 15 年度に「26 言語情報リテラシー教育プログラム」、平成 16 年度に「生きた言語修得のための 26 言語・語劇支援」が文部科学省特色 GP に採択され、それに基づく正規教育と補充教育が数多く実施されている。
- 平成 16 年度に「在日外国人児童生徒への学習支援活動」が文部科学省現代 GP に採択され、それに基づく正規教育と補充教育が数多く実施されている。また、平成 17 年度に採択された「e-日本語インターネットで広げる日本語の世界ー」で開発した日本語教材等を用いて授業に活用している。
- 平成 17 年度に「多言語社会に貢献する言語教育学研究者養成」が文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択され、言語教育学の人材養成のための取組が行われ、大学院教育の実質化に貢献している。
- 平成 19 年度に「教養日本力」高度化推進プログラム」が文部科学省特色 GP に採択されている。
- 平成 19 年度に「高度な言語運用能力に基づく地域研究者養成」、「即戦力通訳者養成のための高度化プログラム」、「平和構築・紛争予防修士英語プログラム」が文部科学省大学院教育改革支援プログラムに採択されている。
- 平成 19 年度に「コーパスに基づく言語学教育研究拠点」が文部科学省グローバル COE プログラムに採択されている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

外国語学部では学則や中期目標で掲げているように、「広い教養と視野を身につけ、柔軟な思考力と豊かな感性を磨き、高度な言語運用能力を駆使して、様々な文化的背景をもつ人々と協働し、地球的課題に取り組むことができる人材育成をめざす」という方針を明確化し、ウェブサイト上で、それぞれの授業科目区分ごとに1年次から4年次まで学年進行に沿って学生が身に付ける学力、資質・能力を明示している。

大学院地域文化研究科では、大学院学則第3条の2において、「地域文化研究科は、地球社会と世界諸地域の言語・文化・社会を対象とした専門研究を深め、あるいは多言語を運用し国際社会に寄与する実践的知識と技法を習得して、その高度な専門知識と実務能力をもって世界に活躍することのできる創造的かつ先端的な人材育成をめざす」という方針を明確化し、大学院学則第7条にあるように、専攻ごとに目的を定め、学生が身に付けるべき学力、資質・能力や養成しようとする人材像等について定めている。

以上の方針の達成状況の検証・評価については、外国語学部では教務委員会が、大学院地域文化研究科では大学院協議会が、方針がどの程度達成されているかを確認し、達成状況を検証している。また、授業評価アンケートや就職先アンケートの結果に基づいても点検・評価を行っている。

これらのことから、学部、大学院ともに学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

外国語学部の学生が身に付ける学力や資質・能力については、授業科目区分ごとの成績分布と単位修得率、進級率と卒業率、大学で実施しているTOEIC-団体IPテストの成績分布から検証している。

平成18年度の授業科目区分ごとの成績評価の分布と単位修得率（受講登録者に占める単位修得者の割合）は、主専攻語科目では、「優」の割合が47.0%、単位修得率が89.4%となっている。また、卒業論文演習・卒業研究演習、卒業論文・卒業研究では、「優」の割合が76%以上、単位修得率が88%以上である。地域専門科目や専修専門科目といった選択科目では、「優」は40%以上、単位修得率は68%以上である。

最近5年間の進級率は90%以上、卒業率（在籍者数に復学者数を加え、退学者数と休学者数を差し引いた数に対する、各年度末における進級あるいは卒業が決まった者の数の割合）は、毎年度80%以上である。

最近4年間で計15回実施したTOEIC-団体IPテストの成績分布は、受験者の平均点は、最低が

672.7点、最高が729.2点となっており、TOEIC運営委員会によるランクづけでは、ほとんどの学生がCランク（日常生活のニーズを充足し、限定された範囲内では業務上のコミュニケーションができるレベル）以上で、Aランク（non-nativeとして十分なコミュニケーションができるレベル）の高得点を得ている者の割合は平均すると10.9%となっている。

博士前期課程における平成18年度の学位取得率は67.8%である。博士後期課程の学位取得率については、入学年度別に見ると、8.0%から60.0%と大きな差があるが、平成4年度から平成18年度までの累計入学者403人に対して、90人（課程博士84人、論文博士のうち当該大学博士後期課程に在学したことがあるもの6人）に博士の学位が授与され、平均して22.3%の学位取得率となっている。

学生の異動状況は、博士前期課程では、必修科目の単位修得不足等による留年がないため、1年次から2年次への進級率は100%となっている。2年次の修了率は、この5年間で50.6%から72.9%へと上昇した。博士後期課程では、1・2年次の学年末に博士論文指導委員会による論文指導を兼ねた進級審査が行われるが、1・2年次ともに進級率は100%となっている。

平成16年度から平成18年度までの3年間に大学院博士後期課程の学生が公表した論文等は190点あり、その多くが査読付きである。

教員免許状の取得については、中学校及び高等学校の英語を中心に、毎年度およそ延べ110人程度の学生が取得している。国家公務員採用試験等については、年度によって合格実績が異なるが、毎年数人の合格者を出している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

外国語学部では、平成18年度に学生による授業評価アンケートを実施し、教育の成果や効果に関して「内容がよく理解できるように学期を通して授業全体が構成されていた」、「内容が充実した授業だった」、「講義内容はわかりやすかった」の3設問項目で調査を行った。学生の「満足度」は5段階評価で表され、集計では「不満」と「やや不満」を「悪い」、「ふつう」を「普通」、「やや満足」と「満足」を「良い」の3項目で集計した結果、いずれの設問でも「良い」は68%以上、「悪い」は10%以下であった。

大学院地域文化研究科では、平成19年1月に授業評価アンケートを実施し、教育の成果や効果に関して大きく「論文指導の授業」と「大学院教育全般」の2つの観点から調査を行い、外国語学部と同様の方法で集計した。論文指導については約80%以上の学生が「良い」と評価しているが、教育全般については「カリキュラムの充実度」「研究上の設備の充実」「進路相談の充実」「奨学金の充実」等においてはそれほどでもなかった。また、平成19年1月の学位論文提出時に実施した「卒業・修了予定者の教育満足度アンケート」では、すべての調査項目で約70%以上の学生が「普通」か「良い」と評価している。

これらのことから、学部・大学院ともに教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

外国語学部卒業生の主な就職先は、鉱工業、サービス業、教員、公務員、在外公館派遣員等であり、主な進学先は国内外の国公立大学院である。

就職率は、進路先捕捉率が低かったために、平成14・15年度は非常に低いが、捕捉率が80%近くだった平成16年度以降は60%台後半である。また、進学率は過去5年間10%台前半で推移している。

大学院地域文化研究科博士前期課程修了生は、博士後期課程に進学する者が多く、教員となる者も見られる。また、高度専門職業人養成系の国際協力専修コースでは独立行政法人国際協力機構や外務省（専門職）、法務省、国立国会図書館、NHK等、国際コミュニケーション・通訳専修コースでは日本銀行や通訳翻訳業等、それぞれのコースで習得した専門的な知識や技能を活かせる就職をしている。博士後期課程の修了者は、中退者を含め、大学等の常勤や非常勤の教員になる者がほとんどである。量的に見ると、博士前期課程では、就職率・進学率ともに過去5年間 20～30%台であり、博士後期課程では、就職率は 20～40%台である。

これらのことから、大学では、教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学という卒業・修了後の進路状況等の実績や成果から教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成18年11月に、卒業生・修了生の就職先企業等に対して実施したアンケート調査の結果によれば、大学の教育成果や教育効果について、アンケート回答企業のうち79.5%が総合的に「良い」と評価し、「悪い」と評価したのは2.6%であった。この結果から見て、卒業生・修了生の就職先企業等は、大学の教育について、その成果や効果が上がっていると判断しているといえる。教育観点別の評価結果を見ると、「語学力」、「国際感覚」に関しては、80%以上の回答企業が「良い」と評価している一方、「ITスキル」、「企画力」、「問題解決力」、「実務知識・技能」、「専門知識」に関しては、「良い」と評価した企業が50%以下であった。教育観点別の評価において、「悪い」と評価した企業の割合が10%を超えたのは「専門知識」だけで、その他に関しては10%以下であった。語学力や国際性に重点を置いた大学の教育目標からすれば、教育の成果や効果は、卒業生・修了生の就職先の企業等から高い評価を受けているといえる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学士課程では、単位修得状況、進級・卒業状況、TOEICの得点などの資格取得状況と、学生による授業評価アンケートの結果から見て、学生が身に付けるべき学力、資質・能力について、教育の成果や効果が上がっている。
- 卒業生の「語学力」、「国際感覚」が、社会から高く評価されている。

【改善を要する点】

- 博士後期課程で学位取得率が低い。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

外国語学部では、新入生に対する科目履修ガイダンスと新入生オリエンテーションにおいて授業科目の選択に関するガイダンスが行われるほか、1・2年次の学生に対しては専攻語の授業において、3・4年次の学生に対しては演習及び卒業論文演習の授業において、授業科目の選択に関して指導が行われている。また、4月の履修登録期間前に、教務委員会主催で「履修相談コーナー」を設置し、学生の履修に関する相談に応じている。

3年次以降の履修コースの選択に関しては、10月中旬にコースごとのゼミ案内を2年次の学生に配付するほか、カリキュラム担当の教員が2回にわたってコース・ガイダンスを開催している。また、オフィスアワー等を利用して、適宜学生の履修コースと卒業論文指導教員の選択に関する指導を行っている。

大学院地域文化研究科では、博士前期課程・博士後期課程ともに、新入生に対するオリエンテーションにおいて授業科目と学位論文指導教員の選択に関するガイダンスが行われるほか、論文指導教員が指導学生の授業科目履修計画を確認するとともに、履修指導を行っている。

学生の履修やコース決定などに必要な情報はウェブサイト上にも掲載されている。

ガイダンス等に対する要望や現行のガイダンスの問題点を把握するために、平成18年度にアンケートが実施された。満足度に関して、新入生では総合評価で11.7%が「悪い」と答え、88.3%が「普通」又は「良い」と答えているのに対し、2年次になると「悪い」は4%に減り、「普通」又は「良い」が96%に増加している。このアンケート結果を踏まえ、平成19年度の学期初めに、2年次向けの履修コース・ガイダンスが新たに開催されており、履修コースの選択に関するガイダンスに改善・工夫が見られる。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

すべての専任教員にオフィスアワーを設定し、学生便覧、シラバス、及びウェブサイト上で周知し、学生の学習相談や助言について対応するとともに、すべての教員のメール・アドレスを公開し、電子メールによる問い合わせに応じている。また、少人数教育の特性を活かし、主専攻語の授業や演習、卒業論文演習を通して、授業担当者が学習相談、助言を行っている。オフィスアワーの活用状況や電子メールによる相談・助言等の利用実績については、平成18年度のオフィスアワーの利用実績は教員1人当たり37.5件、電子メールの利用実績は教員1人当たり77.5件である。

これらのことから学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

少人数教育の特性を活かし、外国語学部では、主に主専攻語の授業や演習、卒業論文演習を通して、大学院地域文化研究科では、主に論文指導に当たる専門特殊研究の授業を通して、学習支援に関する学生のニーズを把握している。また、学生相談室を設置し、学習支援に関する学生のニーズを把握している。学生相談室の利用実績は平成18年度で333件、そのうち修学上の問題の相談が58%である。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生に関しては、希望に応じてチューターを採用し、様々な学習支援を行っている。最近5年間のチューターの採用実績と総労働時間数は、平成14年度248人、11,099時間、平成15年度230人、10,521時間、平成16年度225人、12,732時間、平成17年度213人、11,146時間、平成18年度261人、15,100時間であり、平成18年度には飛躍的に増加していることが分かる。また、日本語能力に関する学習支援として、約40か国の留学生を対象にきめ細かいレベル別のクラスを設定し、日本語を集中的に勉強できる全学日本語プログラムを用意している。

大学院地域文化研究科に所属する社会人学生に関しては、履修上の便宜を図るとともに、電子メール等を利用して柔軟な形で論文指導等を行っている。平成18年度に関しては、博士前期課程の社会人学生49人、博士後期課程の社会人学生5人が在籍している。

障害のある学生に関しては、教務課、学生課を中心に学習支援を行っている。平成17年度については、肢体不自由者1人と視覚障害者3人が在籍し、教科書や教材等の点訳作業のための教務補佐4人の雇用、パソコンの画面を読み上げる音声ソフトの活用等、様々な学習支援を行っている。

心身のケアを必要とする学生に関しては、学生相談室での対応や保健管理センターのカウンセリングを通して、学習支援が行われている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境として、附属図書館に個別閲覧室・グループ閲覧室、研究講義棟に大学院学生向けの研究室、各階のフリースペースに自主学習用の机と椅子が配置されている。

情報機器の利用に関しては、総合情報コラボレーションセンターが中心となって、教育情報化支援室と連携しながら、自主学習用パソコンを附属図書館に210台、研究講義棟のコンピュータ室とAVライブラリーにそれぞれ117台と34台、設置している。また、キャンパスにあるすべての建物内に無線LANが敷設され、学生が各自のパソコンを用いて学内ネットに接続できるようにしている。

自主的学習環境の整備状況、施設の利用実績は附属図書館にグループ閲覧室を6室（パソコン計48台設置）、オープン閲覧室を4室（パソコン計142台設置）、自由閲覧室を1室（パソコン20台設置）で利用者数は延べ4,065人、また、研究講義棟にコンピュータ室を2室（パソコン計117台設置）、AVライブラリーを1室（パソコン34台設置）、大学院生研究室を1室（パソコン20台設置）、共同研究室を1室（パソコン39台設置）で利用者数は延べ19,429人である。利用者に対し適宜アンケートを実施し、施設、情報機器の利用に関する満足度やニーズを把握している。

授業関連設備アンケートや附属図書館状況アンケートの集計結果によれば、自主的学習環境に関する学生の利用満足度は「普通」「良い」を合わせるといずれも80%前後である。

現在は、平日20時以降及び土曜日、日曜日、休日は研究講義棟の院生研究室内に立ち入ることができないが、このことに不便を感じる学習意欲の高い学生が多い。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、おおむね効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

大学が支援すべきサークル活動等について「学生団体の公認等に係る基本方針」に基づき、一定の基準を設け、現在、体育会、文化系サークルの活動を施設・設備面、財政面で支援している。学生課がサークル活動の窓口になっており、顧問となった教員と協力しながら必要な助言を与えている。なお、平成18年度のサークル加入率は49.8%である。

施設・設備面では、運動場や体育館などの運動施設とそれに併設されたサークル棟があり、大学会館には文化系サークルを中心に利用される集会室や和室がある。

また、大学が支援している学生の課外活動として、毎年5月に開催される学内競漕大会、10月に開催される大阪外国語大学との定期競技大会、11月に開催される大学祭（通称「外語祭」）がある。また、平成16年度の文部科学省特色GPに採択された「生きた言語修得のための26言語・語劇支援」プログラムを通して、外語祭で上演される「語劇」を積極的に支援している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の健康相談については、保健管理センターの医師、看護師、カウンセラーが担当しており、平成18年度の利用状況は1,589件、カウンセリング等の利用者は777人である。学生の生活相談、進路相談については、学生相談室と就職支援室が中心となって対応しており、平成18年度の利用状況は、学生相談室の利用件数333件、就職支援室の利用件数1,101件である。各種ハラスメント相談については、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等人権侵害に関わるハラスメント防止委員会とハラスメント相談室が相談や助言を行っている。

「セクシュアル・ハラスメント防止に関する認知度アンケート」の結果によれば、大学の取組について、回答者の半分以上が「知らない」と回答しており、認知度が低いといえる。ただ、その取組に対する満足度については、「不満」と答えた者が10%~30%、「ふつう」あるいは「満足」と回答した者が70%~90%であり、一定の満足度を得ているといえる。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生の生活支援等に関するニーズについては、学生課と学生委員会を中心に、その把握に努めている。また、平成18年度には、大学生協同組合の協力を得て、学生に関する生活実態調査を実施した。

学生の個別のニーズに関しては、少人数教育の特性を活かし、専攻語の授業や演習、卒業論文演習の授業を通して把握に努めているほか、学生相談室、就職支援室、ハラスメント相談室、保健管理センターを通して、組織的に汲み上げられている。また、平成18年度から、電子メールによって直接学生のニーズを把握するための「目安箱」を設置している

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

留学生に関しては、希望に応じてチューターを採用し、日常的な生活支援等を行っている。このほか、学内NGOとして「東京外国語大学留学生支援の会」を組織し、留学生への日常生活支援、暮らしの情報提供、日本理解及び交流の場の提供、友好・親善イベントの開催等を通して、留学生に対する生活支援等を実施している。また、国際交流会館において、留学生に対し安価な住居を提供している。

障害のある学生に関しては、希望に応じてチューターを採用し、日常的な生活支援等を行っている。また、大学構内をすべてバリアフリー化し、キャンパス生活での様々な支障を取り除くよう努めている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

独自の奨学金制度として、留学生推進経費及び百周年記念教育研究振興基金により、留学生や留学する日本人学生に対する財政支援を行っている。また、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金をはじめとする各種の奨学金を取り扱っており、これら奨学金に関する情報は、「学生便覧」や「キャンパスライフ」のウェブサイト上に掲載するとともに、学生課掲示板を通じて、学生全体に周知されている。独立行政法人日本学生支援機構奨学金制度の採択状況は、平成19年1月現在、学部学生1,086人（第一種451人、第二種635人）、大学院学生151人（第一種108人、第二種43人）である。なお、平成18年度に「国際教育支援基金」を設置し、募金活動を開始しており、将来的にこの基金に基づいて、独自の奨学金制度を拡大する予定である。

入学金免除と授業料免除については、それぞれ規程に従って申請資格、免除基準等が設定され、学生委員会と教授会の審議を経て、免除者が決定されており、平成18年度の授業料免除者は、全額免除者が1学期10人、2学期3人、半額免除者が1学期434人、2学期448人である。

これらのことから、学生の経済面の援助は決して潤沢ではないが、適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 留学生に対して、「全学日本語プログラム」による補充教育を提供することで、個々の留学生の置

東京外国語大学

かれた状況に応じて、適切な学習支援がなされている。

- 大学祭（通称「外語祭」）において上演される「語劇」に対して、平成16年度の文部科学省特色GP「生きた言語修得のための26言語・語劇支援」を通して支援がなされている。

【改善を要する点】

- 平日20時以降及び土曜日、日曜日に研究講義棟の院生研究室に立ち入ることができないことに不満を感じる学生が多い。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は 142,331 m²、校舎面積等は約 67,368 m²である。学生 1 人当たりの校舎面積は 19.5 m²である。

研究講義棟には講義室が 38 室設けられ、その総床面積は 4,209 m²、学生 1 人当たりの講義室面積は 1.0 m²であり、講義室全体で総座席数は 3,136 席である。講義室の平均利用率は 67 %であり、効率的に活用されている。また、研究講義棟には演習室が 42 室設けられ、その総床面積は 1,783 m²、総座席数は 948 席であり、平均利用率は 54 %である。

身体に障害のある者等に対する配慮として、施設のバリアフリー化の推進が図られ、研究講義棟、附属図書館、アジア・アフリカ言語文化研究所、大学会館、留学生日本語教育センター、屋内運動場、国際交流会館（1・2号館）、本部管理棟の各棟に身障者エレベーター（車椅子対応）を設置しているほか、身障者用トイレ、スロープ等（保健管理センターを含む各棟）も設置している。また構内に点字ブロックを設けるなど、身体に障害のある者の教育・研究及び生活環境に対する配慮をしている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

平成 12 年度のキャンパス移転を通じて、キャンパス内のすべての建物を光ファイバーで結び、体育館とサークル棟の一部及びその他の各建物内のすべての部屋で高速 LAN への接続を可能とした。平成 18 年度には、情報処理センターを総合情報コラボレーションセンターに改組するとともに、センターシステムの更新により、末端まで 1Gbps で超高速 LAN に接続できるようになった。また、平成 16 年度から無線 LAN のサービスを開始し、キャンパス内に 98 台のアクセスポイントを設置し、すべての建物で接続することができる。学生は、共用パソコンだけでなく、無線 LAN 及び附属図書館の自由接続ポートを使用してキャンパスネットワークを利用できる。システムを利用するためのアカウントは、授業または講習会を通してすべての学生に与えられ、サーバ上のファイルサービスを始めとして、電子メール、メーリングリスト作成、ウェブページ作成のサービスを提供している。平成 18 年度からは、ブログ作成サービスも行っている。

学生が自由に利用できる共用パソコンは 244 台あり、附属図書館に 210 台、研究講義棟に 34 台ある。附

属図書館には利用予約の必要なパソコンが48台ある。PC教室には250台のパソコンを配置し、そのうちの117台がある2教室では、事前登録者に対して、英語の自学習システムなどが授業時間外に利用可能となっている。このほか、大学院学生用の研究室には59台、留学生日本語教育センターの教室に35台、就職情報提供用に13台の共用パソコンがある。使用を許可された学生には、共同研究室などにある76台のパソコンの使用も認められている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

施設マネジメント室規程第2条に「マネジメント室は、長期的視点に立った施設設備の事業計画の企画、立案を行い、教育・研究の拠点大学を目指した快適な教育・研究環境の維持に資することを目的とする」とあるのに基づき、施設設備の整備・充実の推進、教育研究活動の活性化に資するため、「施設の有効活用に関する要項」、「全学共通利用スペース運用に関する要項」、「施設利用規程」を定め、ウェブサイトに掲載するとともに、土地、施設・設備等の有効活用を推進している。

課外活動施設の運用については、学生便覧に申請方法を掲載するとともに、申請書を大学のウェブサイトからダウンロード可能にしている。また、新入生ガイダンス時に施設利用説明を行うほか、課外活動団体の連絡会及びリーダー研修会等においても施設利用に関する申し合わせを確認している。利用状況は担当課窓口「申し込み状況一覧」を設け公開している。

そのほか、学内における主要施設の運用に関しても、附属図書館、総合情報コラボレーションセンター、保健管理センターにおいて、それぞれ施設・設備の運用に関する方針を明確に定め、ウェブサイト上で周知している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館は、平成12年3月に竣工した地上4階建、延床面積6,930㎡の独立した棟である。館内には、閲覧スペースに加え、グループ閲覧室(6室)、個室閲覧室(10ブース)、マルチメディアルーム及び情報端末スペースが設けられ、574席の閲覧席及び213台のパソコンが設置されている。開館時間は、平日が9時から21時45分まで、土曜日は9時30分から16時45分までである。

なお、本評価の訪問調査において確認できた学生の要望に応じて、平成20年4月より日曜開館することを決定している。

平成19年4月1日現在、図書721,536冊、学術雑誌7,010タイトルを所蔵している。一部貴重書を除きすべて開架されており、言語を主とした分類体系により、系統的に図書・雑誌が配置され、学生等が自由に閲覧できる。蔵書構成は、日本語図書・英語図書が合わせて全体の40%、ヨーロッパ系言語(英語を除く)図書、アジア系言語(日本語を除く)図書がそれぞれ約30%になっている。

シラバスに掲載された図書については、毎年網羅的に購入し整備している。学生用図書の選定は、学生からの要望に配慮しながら、9人の各学問分野から選出された教員からなる選書委員会が行っている。また、留学生用図書として、日本課程及び留学生日本語教育センター教員に推薦を依頼している。

学術雑誌は、原則3年ごとにタイトルの見直しを行っている。閲覧可能な電子ジャーナルのタイトル数は、6,884であり、データベース11種を導入している。

NAC S I S - C A Tへの登録の書誌新規作成件数は毎年8,000件を超えている。また、多様な言語を

含む図書資料を提供するため、OPAC（蔵書検索システム）等においても、可能な限りオリジナルの文字による検索・表示を可能とする工夫を行っている。

なお、視聴覚資料については、図書館とは別にAVライブラリーがあり、オーディオテープ、ビデオ、CD、DVDなど4,500点の視聴覚教材が所蔵され利用されている。

附属図書館は地域社会にも開放されており、学外者の利用も含めて、平成18年度の入館者数は288,825人である。また、学生には総計61,062冊の図書・雑誌が貸し出され、学生1人当たりの貸出冊数は、およそ13冊である。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学構内が完全にバリアフリー化されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

外国語学部・大学院地域文化研究科ともに、教育の状況について活動の実態を示すデータとして、各年度の授業計画、各授業科目のシラバス、受講者数、成績評価の分布、単位修得率等の基礎的データと資料を各年度の「年度計画」の実績報告書作成の際に一括して収集し、点検・評価データとして蓄積している。

また、平成 17 年度から、教員自己評価書調査票を授業科目を担当する全教員に記入させ、教育の状況に関する活動実態の情報を収集している。

平成 18 年度からは、点検・評価室が全教員に対して、「教育目標」の提出を求め、活動実態データと合わせて教育評価を行っている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

外国語学部・大学院地域文化研究科ともに、学年末に卒業（修了）予定者に対して、教育満足度に関するアンケートを実施している。平成 17 年度までは、各年度ごとに特定の授業科目区分について、学生による授業アンケートを行っていた。平成 18 年度は、外国語学部については、すべての授業科目について、大学院地域文化研究科については、学位論文の指導に当たっている教員の授業科目について、学生による授業評価アンケートを実施した。

アンケート結果は集計の後、外国語学部・大学院地域文化研究科の教育の状況、問題点、改善点の分析に利用され、報告書としてまとめられている。この報告書によると、授業の満足度は、現役学生の方が、卒業生・修了生よりも高い。このことは授業の改善が年々進んでいることを示すものである。アンケート結果は、全教員にフィードバックされ、次年度以降の教育目標の設定に活かされている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

平成 13 年度に当該大学に求人案内を送付している企業を対象に大学の教育の状況に関するアンケートを実施した。また、平成 18 年度に、過去に卒業生・修了生が就職した企業等を対象に、卒業生・修了生の

就職後の状況についてアンケートを実施した。回答によれば、語学力と国際感覚において極めて高い評価を受けている。また、同窓会組織である「外語会」との間で、平成16年度から合同協議会を定期的に開催し、教育の状況に関する意見交換を行っている。平成19年度には、言語科目について学外関係者による外部評価を実施した。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

外国語学部では、教育の状況に関する自己点検・評価の結果を授業科目区分ごとの推進室やFD委員会で詳細に検討し、教育の質の向上や改善に役立てている。平成15・16年度には、卒業論文演習・卒業研究演習を対象に授業評価アンケートを実施し、「現行のカリキュラム編成は学生のニーズに合致しており、専攻語の習得と専門地域、専攻分野の学習を有機的に結びつけた主体的な取組が可能となっている」、「コミュニケーションのあり方や相互性、基礎教育の充実などが期待されている」という分析結果が得られている。

この分析結果を受けて、平成17年度以降入学者を対象に3・4年次でも専攻語の高度な運用能力を維持させるため、従来の表現演習科目を再編し、平成19年度から、新たに「表現演習」と「講読」からなる後期専攻語科目を開設した。

大学院地域文化研究科では、平成18年度から、言語文化専攻については、言語・情報学研究コースと文学・文化学研究コースの2コースにわたって「個別研究系」と「超域研究系」に科目群を整理し、地域・国際専攻では、地域研究コースと国際社会コースの2コースにわたって地域別と研究課題別の科目群を設定した。また、言語応用専攻では、日本語教育学、英語教育学、言語情報工学、国際コミュニケーション・通訳の4つの専修コースにわたって、それぞれに必要な「臨地研究」科目、「情報学」科目、「通訳実務」科目等を実践的科目として設置し、国際協力専攻では、国際協力専修、平和構築・紛争予防（PCS）専修の2つの専修コースにわたって「国際協力論研究」や「PCS演習」科目等を設置し、実践的知識を身に付けられるようにした。

これらのことから自己点検・評価のフィードバックを受け、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生による授業評価アンケートと卒業（修了）予定者による教育満足度アンケートの結果は、全教員にフィードバックされ、次の学期の授業の改善、次年度以降の教育目標の設定に資するようになっている。その結果、平成18年度に実施した授業評価アンケートでは、第1学期に比べて第2学期には、すべての質問項目で「悪い」と回答した学生の比率は減少した。総合的には7.5%から5.9%に下がった。また、授業評価アンケートをはじめとする教育の状況に関する自己点検・評価の結果に基づいて、個々の教員がそれぞれの継続的改善として、授業で行った取組として、プレゼンテーションソフトの利用、授業内容の要約を授業ごとに配付、AV機器による音声や映像の積極的利用、ディスカッションの時間を増やす、入門的な教科書の導入、補足資料の配付、優れたレスポンスシートを次回の授業で取り上げ、ディスカッションする、授業教材をウェブサイトに掲載することによる予習時間の確保などの実践例が挙げられる。

教員自己評価書調査票には「教育改善」の項目があり、「教育の質を高めるためにどのような工夫を行っ

ているか、学生による授業評価・アンケートを授業の改善のためにどのように活用しているか」との細目がある。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っているとは判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

平成 11 年度より、教育の状況を教員自ら積極的に改善するための組織的取組として、合宿形式の研修会や学内外の講師による講演会・研修会などを中心としてファカルティ・ディベロップメント（以下、FD という。）活動を推進してきた。

平成 18 年度は、平成 19 年度の大学院設置基準の改正を踏まえて、①FD 活動の今後の在り方、②大学院教育、③当該年度の授業評価アンケートの有効活用のために必要なことの 3 つを重点テーマとして、FD 活動を実施した。

①については、留学生日本語教育センターとの共催で、アメリカのミシガン大学のFD 専任教員を講師に招き、ミシガン大学のFD 活動の成功例を検討し、②については、大学院教育における留学生教育の重要性に鑑み、これまで多くの留学生の指導に直接携わってきた 3 人の学内教員を講師に、留学生のニーズの所在、留学生教育のポイント、留学生教育に関する問題点や課題等について、具体的に検討を行い、③については、平成 18 年度の文部科学省大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）「英語で開講する授業の国際水準化支援事業」により、カナダのマギル大学とアメリカのカリフォルニア州立大学サクラメント校で教員の授業改善のための研修を受けた 2 人の学内教員を講師に、学生による授業評価アンケートを有効活用するために、今後何が必要とされるかを議論している。

平成 19 年度第 1 回FD 講演会では、前年度の授業評価アンケートで高い評価を受けた教員が、授業での具体的な工夫を紹介して、授業改善のための教員間の連携と情報の共有を図っている。

これらのことから、FD について、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているとは判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FD 活動における取組の成果として、教育でのIT の活用の必要性、基礎教育の重視が指摘されてきた結果、教育現場へのIT の導入が推進され、平成 15 年度には、「26 言語情報リテラシー教育プログラム」が文部科学省特色GP に採択され、言語教育における e-learning システムの向上が図られるとともに、受動型授業から学生参加型授業への転換などの工夫が行われている。基礎教育の重視という観点から、大学院では、「多言語社会に貢献する言語教育学研究者養成」プログラムが、平成 17 年度に文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択されている。

これらのことから、FD が教育の質の向上や授業の改善に結び付いているとは判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教育支援を主な業務とする事務職員の研修として、国際性の高い業務運営にとって必要な語学力を高めるために、民間派遣研修、海外研修（語学研修・企画研修）、職員パソコン研修等の研修計画を立て、各課

からの希望者の推薦を受け、研修に派遣している。また、大学法人運営のための事務処理能力の向上のために、神田外語大学等に事務職員を派遣し、研修を行っている。平成18年度は特に、語学、メンタルヘルス、パソコン、個人情報保護等に力を入れている。

教育補助を行うTAについては、教材作成、資料整理等の業務を各教員が個別に指導することで研修に代えている。チューターについては、採用時にガイドブックを配付し、チューターの業務についての理解とその資質向上を図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成18年度の文部科学省大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）「英語で開講する授業の国際水準化支援事業」により、海外の大学に教員を派遣しFD活動に役立てている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成18年度末現在の資産は、固定資産45,229,163千円、流動資産1,651,308千円であり、合計46,880,471千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債3,073,105千円、流動負債1,459,973千円であり、合計4,533,079千円である。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金及び外部資金等で構成されている。

平成16年度からの3年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保されている。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成16年度から平成21年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、大学運営会議、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。

これらの計画は大学ウェブサイトで公表されている。また、大学運営会議において了承された計画は、各部局教授会において報告され、教職員に周知されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成18年度において、経常費用5,723,940千円、経常収益5,812,183千円であり、経常利益88,242千円、当期総利益が49,800千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、役員会が基本方針を策定し、大学運営会議の審議を経て予算案を作成し、大学運営会議、経営協議会の審議を経て、学長が予算配分方針を決定している。

また、「国立大学法人東京外国語大学中期計画」で、全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策として、学長のリーダーシップの下に、役員会が、教育研究の戦略的目標に基づいて人件費を含む資源配分の方針の決定を行い、この方針に基づき、学長が主宰する大学運営会議が、全学的な観点から資源（人員、予算、施設）配分の原案を作成することとなっている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ監査室を設け、内部監査規程等に基づき、監査職員が監査を実施し、監査室長が監査報告書を学長に提出している。

また、年数回程度、監事、内部監査担当者による連絡協議会を開催している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

法人化に伴い、役員会、経営協議会、教育研究評議会などが、国立大学法人法に基づいて設置されたほか、学長のリーダーシップの下に戦略的、機動的な大学運営を実現するために、①学長の主宰する役員会の機能を強化するため特定の任務に当たる「学長特別補佐」を設けている。②役員会の下に、理事と学長特別補佐を長とする「室」を設置し、企画立案と執行を機動的に遂行する組織体制を構築している。③学長のリーダーシップの下に全学の円滑な合意形成を図るため、役員と各部局代表からなる大学運営会議を設置している。④全学的な立場から将来構想を審議する将来構想会議を平成 18 年度から新たに設置した。

事務組織は、事務局 10 課、100 人で構成している。また、事務組織を横断して対応が必要な教育研究プログラムを支援する事務組織として、教育プロジェクト支援事務室を平成 18 年度から学務部教務課に新たに設置した。

さらに、平成 19 年 9 月 1 日に、学長の交替に伴い、戦略的、機動的な大学運営を実現するため大幅な運営組織の見直しを行っている。

まず、大学の経営戦略機能の強化を図るため、財政企画室、人事企画室、大学運営会議及び将来構想会議の機能を統合し、新たに経営戦略会議を設置した。経営戦略会議では、学長、理事、学長特別補佐、各部局長及び学長指名の者若干人を構成員とし、学長のリーダーシップの下に全学の円滑な合意形成を図りつつ、全学的な立場から将来構想を審議し、大学の経営戦略に資することを目的としている。このことから、これまで大学運営会議が行っていた部局間の調整機能と、全学的な立場から将来構想を審議する将来構想会議の機能は、経営戦略会議に移行した。

また、大学経営の重要事項に関し企画・調整を行うために、学長、理事、監事及び学長特別補佐を構成員とし、事務局長を室長とする学長室を新たに設置し、学長室会議において、室及び経営戦略会議の企画・立案に係る調整を所掌することとしている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

法人化後、大学の目的を達成するために、学長が役員会の場で意思決定を行い、原案を作成し、役員会規程、経営協議会規程、教育研究評議会規程に定める審議事項については、該当する会議の審議を踏まえた上で、最終決定としている。なお、役員と各部局代表からなる大学運営会議を設置し、部局間の調整を図るとともに、各部局の執行部と役員との懇談会を定期的に行い、学長のリーダーシップの下に全学の合意形成を図っている。

また、全学委員会については、学長又は副学長を委員長とすることで、全学構成員の合意形成を図っている。

「室」については、理事又は副学長、学長特別補佐を室長とし、室に関わる具体的な事業実施の判断を委ね、機動的な業務遂行を確保している。

なお、平成19年9月からの新執行部体制に移行後、経営戦略会議での検討を経て、学長が「アクション・プラン2007」を発表（平成19年10月2日）し、教職員からのパブリック・コメントを受けて改訂を行い「アクション・プラン2007（改訂版）」（平成19年11月19日）の実施計画を現在策定中である。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

「経営協議会」には、国際的な視野と異文化に対する理解を持つ外部の有識者が加わっており、それによって学外のニーズを把握し、管理、運営に反映している。

学生については、各部局の点検・評価委員会により授業や学生生活に関するアンケート調査を実施し、学生のニーズの把握に努めている。

また、大学ウェブサイトの学内向けポータルページに、電子メールにより大学への意見・要望を受け付ける目安箱を設置し、学生のニーズの把握に努めている。

「保護者への説明会」を毎年3回（大学で2回、地方で1回）開催し、留学、就職等学生生活について説明し、同時に保護者のニーズの把握に努め、教育や就職支援に関わる管理、運営に反映している。具体的には、学生に職業感を持たせたいとの要望から、平成18年度において、学生に職業感を持たせるための「キャリア開発講座」を試行的に開設し、平成19年度から正規授業科目として開設している。就職支援充実に関する要望から、これまで行ってきたOBによる「キャリア相談会」について、規模及び分野を拡大している。

教員からのニーズの把握は、講座・コース会議、種々の委員会、教授会、教育研究評議会を通して行われている。また、執行部と部局長との懇談会を定期的に行い、部局単位でのニーズの把握に努め、管理運営に反映させている。具体例として、研究講義棟の教室や教育研究プロジェクトスペースの確保を行った。

同窓生からのニーズの把握は、同窓会である外語会との合同協議会を定期的に行い、テーマを決めて意見交換することにより大学運営に反映させている。具体例として、企業訪問に際しての大学の紹介資料「就職パンフレット」の作成や国際教育支援基金設立のための募金活動などが挙げられる。

事務職員については、部課長会議、事務連絡会においてニーズを把握しているほか、平成17・18年度に事務改善アンケート調査を実施しており、それらを通じて構成員の連絡調整に役立っている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法及び当該大学が定めた監事監査規程、監査実施基準により、年度に係る監査計画を策定し、それに基づき監査を実施している。具体的には、業務と財務会計について定期監査及び必要に応じて臨時監査を実施している。

監事は、定期監査として、毎月1回、会計月次監査を行い、併せて業務の実施状況、重要文書、諸会議の実施状況などの調査・確認を行うとともに、年度終了後の5～6月には監査計画に掲げる監査の重点事項を中心に書面及び実地による業務監査、会計監査人の監査報告を受け、会計年次監査を実施し、学長に監査結果を報告している。また、必要に応じて役員会、経営協議会等の重要な会議などに出席し、業務等の実施状況の調査・確認を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

理事、事務局長、課長等は、機会のあるごとに各種セミナーやシンポジウムに参加しており、学長も必要に応じて参加し、資質の向上に努めている。事務職員についても、研修計画に基づき、語学研修、パソコン研修、民間派遣研修等を行っている。国際学術戦略本部においては、事務職員の国際性対応力を強化する一環として海外実地研修を行っている。平成17年度は会計課、教務課各1人、平成18年度は総務課1人に対し、いずれも民間の語学学校のカナダの施設を利用して行われている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

大学における管理運営は、教育・研究の質の向上を目指すためにこそ肝要であるとの認識に基づき、その基本方針が国立大学法人東京外国語大学中期目標及び中期計画に詳しく述べられている。この方針を踏まえて、大学の管理運営に必要な関連規程を整備するとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針及び各構成員の責務と権限は、特に中期計画の「Ⅱ業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」に詳細に述べられている。なお、これらの文書はすべてウェブサイト上に掲載されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的、計画は、グランドデザイン、中期目標、中期計画、年度計画として、大学のウェブサイト上に掲載され、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようになっている。また、活動状況に関するデータ・情報については、各年度計画の実績報告書作成に係る点検・評価項目一覧表とデータ・フォーマッ

トを作成し、項目ごとに実行責任組織とデータ収集担当課を確定させた上で、データ収集に当たっている。収集されたデータを点検・評価室が一元的に管理し、点検・評価活動に活用している。

このデータ収集方式は、平成 18 年度導入の大学情報データベースシステムにより、さらにシステム化され、情報マネジメント委員会管理の下に大学の構成員が必要に応じてアクセスできる体制を構築している。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

法人化に伴い、「本学の活動に関する様々なデータを収集・管理し、それに基づく全学的な点検・評価を行い、問題点の把握と改善を図る」ことを目的とする役員会直属の組織として点検・評価室を設置した。この室において、年度計画の点検作業に必要なデータについて、その種類と形式、データ収集責任組織を定めてデータ・フォーマットを作成し、現在 290 種類を超える。このデータ・フォーマットに基づき、大学の活動を網羅するデータを点検・評価室に一元的に集めて管理し、点検・評価活動に活用している。

これらのことから、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、十分に機能していると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

全学的な自己点検・評価活動は、平成 12 年度に設置された全学自己点検・評価委員会において行われ、以降、毎年度点検評価報告書を刊行し、教職員、名誉教授、諮問委員、文部科学省等、学内及び関係機関に配布してきた。

法人化後は、役員会直属の点検・評価室がこれを担い、室における点検・評価活動は、各事業年度に係る実行責任組織から提出された自己評価書を、点検・評価活動報告書として刊行し学内に配付するとともに、その内容は、各事業年度に係る業務の実績に関する報告書として、大学のウェブサイトで公開している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

これまで、各部局において外部評価を受けるとともに、大学評価・学位授与機構による全学テーマ別評価（「教育サービス面における社会貢献」、「研究活動面における社会との連携及び協力」、「教養教育」、「国際的な連携及び交流活動」）の試行的評価を受けている。

法人化後は国立大学法人評価委員会による評価を毎年受けている。

外国語学部においては、言語教育についての外部評価を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

大学全体の管理運営に係わる評価結果は、点検・評価室において分析と改善の方針を策定し、役員会、経営協議会などで検討の上、改善を実行している。また、教育研究並びに部局組織等に係わる評価結果に基づき、役員会の議を経て、点検・評価室が関係組織に改善要請を行っている。

平成17年度の国立大学法人評価における指摘事項を受けて、人事評価システムや危機管理システムの改善を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) **大学名** 国立大学法人 東京外国語大学
- (2) **所在地** 東京都府中市
- (3) **学部等の構成**
 学部：外国語学部
 研究科：地域文化研究科
 附置研究所：アジア・アフリカ言語文化研究所
 （全国共同利用研究所）
 関連施設：総合情報コラボレーションセンター
 地球社会先端教育研究センター
 多言語・多文化教育研究センター
 教育情報化支援室
- (4) **学生数及び教員数（平成19年5月1日）**
 学生数：学部3,808人，大学院523人
 教員数：250人

2 特徴

本学は戦前の東京外国語学校（1897年設立）を前身に、1949年、新制大学として発足した。100年以上の長い歴史を通じ、本学は一貫して日本を含む世界諸地域の言語、文化、社会に関する研究教育をその使命としてきた。学則第1条には、「世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通じて外国に関する理解を深めることを目的とする」と明確に規定されている。

新制大学発足当初は12学科からなる外国語学部のみであったが、現在は外国語学部（7課程26専攻語）の他に、博士課程を持つ大学院地域文化研究科、本学附置の共同利用研究所であるアジア・アフリカ言語文化研究所、同じく附置の留学生日本語教育センターを擁している。

学部と大学院において正課として教授している言語の数はほぼ50にのぼり、本学でのみ教授されている言語も少なくない。これに加えて、附置のアジア・アフリカ言語文化研究所における研究、辞典編纂事業、言語研修、あるいは留学生日本語教育センターの研究教育実績を考えあわせれば、本学は世界有数の一大言語研究教育センターであると言っても過言ではなかろう。

言語だけではない。本学は、ヨーロッパ、米州、大洋州、アジア、アフリカと世界のほぼ全ての地域にわたって、その文化、歴史、社会についての研究教育を行って

おり、しかもこれを、人文・社会科学のさまざまな学問分野のすぐれた専門家が協働して行っている。

このように、本学は、日本を含む世界の言語、文化、社会についての研究教育を中核に据えた独自の個性を持つ大学として大きく発展してきている。

法人化後に本学は中期目標において、「地球社会の共存共生と地球的課題の解決に貢献できる人材を養成する」との教育目標を掲げており、この目標の実現に向けた様々な取り組みを行っている。

学部においては、国際協力、国際コミュニケーション等の分野での高度専門職業人養成のための特化コースが開始され、また大学院においては、平和構築・紛争予防英語プログラムが発足するとともに、前期課程に関しては、4専攻への改組を行った。また、本学の個性をいかに発揮した「26言語情報リテラシー教育プログラム」、「生きた言語修得のための26言語・語劇支援」が、文部科学省の特色ある大学教育支援プログラムに採択され、「在日外国人児童生徒への学習支援活動」が文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択された。

また、研究面においても、世界諸地域の言語・文化・社会に関する領域横断的な創造的研究を推進するとの目標に沿って、21世紀COEプログラムの二つの拠点「言語運用を基盤とする言語情報学拠点」と「史資料ハブ地域文化研究拠点」が文部科学省から支援を受けるとともに、文部科学省の特別教育研究経費による「中東イスラーム研究教育プロジェクト」も積極的に研究活動を展開した。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 大学の目的

本学では、学則第1条に掲げる本学の基本理念を21世紀の新しい時代にふさわしい形で実現していくために、グランドデザイン「地球社会化時代における教育研究の拠点大学をめざして」（2002年9月策定，2007年1月改訂）を策定しており，その中で以下のとおり中期的な目標を掲げている。

「本学では，ヨーロッパ，南北アメリカ，オセアニア，アジア，アフリカと世界のほぼすべての地域にわたって，言語学，言語教育学，文学，歴史学，哲学・思想，文化人類学，社会学，政治学，経済学などさまざまな学問分野のすぐれた専門家が協働して教育と研究にあたっている。その意味で，単科大学ではありながら，学際性と総合性をきわめて密度の高い形で実現している。地球社会化時代にあつて，本学は教育と研究の両面においてこの独自性を最大限に発揮し，地球社会化時代の未来を拓く教育研究の拠点大学をめざす。」

また，このグランドデザインを基礎として定められた中期目標の前文においては，以下のとおり基本的な目標を掲げている。

「日本を含む世界諸地域の言語・文化・社会に関する教育と研究を通じて，地球社会における共存・共生に寄与することにある。」

2. 教育研究活動を実施する上での基本方針

教育研究活動を実施する上での基本方針として，グランドデザイン及び中期目標において，以下のとおり掲げている。

グランドデザイン

（1）教育面

「50にのぼる言語と世界諸地域の文化・社会について教育研究を行っている本学は，異文化間の相互理解に寄与し地球社会における共生の実現に貢献できる人材を養成する。言語と専門分野の「ダブルメジャー教育」により，高度な言語運用能力と，世界諸地域の文化と社会についての深い知識を身につけた人材を社会に送り出していく。」

（2）研究面

「世界の広範な地域にわたる言語・文化・社会について多様な専門性をもつ研究者を擁している本学は，人類学文化研究の学際的，総合的研究を推進するアリーナとしての条件を備えている。大学院地域文化研究科，アジア・アフリカ言語文化研究所，学内施設の三研究所（語学研究所，総合文化研究所，海外事情研究所）を拠点に，専門研究者をめざす大学院生と協同して，世界の言語，文化，社会に関する複合的，領域横断的な研究を推進する。」

中期目標

（1）教育面

「豊かな人間性，深い思考力，鋭利な感性を養い，高度なコミュニケーション能力，豊かな教養，広い視野を身につけ，さまざまな文化的背景を持つ世界諸地域の人々と協働して地球的課題に取り組むことができる人材を養成する。」

（2）研究面

「世界諸地域の言語，文化，社会について領域横断的な創造的研究を推進し，地球社会が直面する諸問題の解明に寄与することをめざす。」

3. 学部及び研究科の教育目標

外国語学部のみで発足した本学では，学則に定める目標がそのまま外国語学部の教育目標となるが，大学院地域文化研究科においては，以下のとおり大学院学則に教育目標を定めている。

「大学院は，世界の言語・文化，地域社会及び国際関係につき，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。」（大学院規則第2条）

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学の目的は、国立大学法人東京外国語大学学則を通して、「世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実践にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深める」と定められている。また、大学院地域文化研究科についても、国立大学法人東京外国語大学大学院学則を通して、「世界の言語・文化、地域社会及び国際関係に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること」と、その目的を規定している。これらの目的は、教育研究活動を行うに当たっての基本方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等を明確に定めているとともに、学校教育法に定められた大学一般に求められる目的に適合するものであるといえる。

以上の目的について本学では、教職員と学生に対しては、学生便覧などの配布物（冊子）やホームページ、あるいは、入学式や新入生ガイダンス等の機会を通して周知している。また、社会に対しては、ホームページや中期目標・中期計画を通して公表している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

外国語学部では、学則第 1 条に定められた教育研究目的を達成するために、教育内容に応じて教育研究組織を縦横に編制し、言語・地域教育は課程・系列会議によって、専修専門科目と 3 年次以降の履修コースの運営に関しては 3 つの講座会議が対応している。また、平成 16 年度から、高い言語能力に加え、高度な専門知識と実務能力を併せもつ人材を育成するために、学部・大学院 5 年一貫制の 5 つの特化コースを開設している。教養教育に関しては、「総合科目」を開講し、総合科目推進室と授業科目を担当する教員のあいだで、点検と見直しが適切に行われている。

他方、大学院地域文化研究科については、大学院学則第 2 条に定められた教育研究の目的を達成するために、博士前期課程は、平成 18 年 4 月に改組し、言語文化、言語応用、地域・国際、国際協力の 4 専攻を設けている。また、博士後期課程は、地域文化専攻の 1 専攻のもとに、言語文化、地域研究、国際文化、国際協力、対照言文情報、平和構築・紛争予防、言語教育学の 5 講座、日本銀行金融研究所、国際協力機構、日本貿易振興機構アジア経済研究所との 3 連携講座が開設されている。

本学の教育研究目的を達成するために、本学では全学的なセンター等を 4 つ設置している。総合情報コラボレーションセンターと教育情報化支援室は、情報基盤の整備運用と利用者サービスを、また、多言語・多文化教育研究センターと地球社会先端教育研究センターは、特別教育研究経費の支援も受け、本学の教育研究目的そのものを直接達成する一翼を担っている。

外国語学部・大学院地域文化研究科ともに、教育活動に係る重要事項を審議するための組織として教授会を位置づけ、それぞれ外国語学部及び大学院地域文化研究科担当の教授、准教授、講師及び助教を構成員として、原則として月 1 回会議を開催し、必要な審議等を行っている。また、教育課程や教育方法を検討する組織として、外国語学部では、言語教育や地域教育に関しては課程・系列会議が、専修専門教育については講座会議がある。教務委員会は、各会議で審議された事項や外国語学部全体の教育課程及び教育方法を検討する組織として位置づけられている。同じく、大学院地域文化研究科では、博士前期課程専攻会議、博士後期課程教員会議、大学院協議会が、各課程及び専攻の教育課程と教育方法について検討している。

基準 3 教員及び教育支援者

本学では、教育課程の教育内容に応じて教員組織編制を行うという基本方針を有しており、学士課程、大学院課程ともに、教育課程の教育内容に応じて適宜、教育研究組織と学生教育組織の両方を教員組織としている。

また、このような教員組織編制に基づき、外国語学部では 81 人の教授と 53 人の准教授、6 人の講師、及び 25 人の特任外国人教員が在職し、大学設置基準第 13 条に定める最低限必要な専任教員の数が確保されている。また、大学院地域文化研究科には、兼担も含めて、116 人の教授と 73 人の准教授が研究指導教員として、8 人の講師が研究指導補助教員として所属し、大学院設置基準第 9 条が定める必要な研究指導教員の数、及び研究指導補助教員の数が専攻ごとに確保されている。その上、大学設置基準第 10 条が定めるように、主要と認められる授業科目については、原則として専任の教授と准教授が担当し、それ以外の授業科目についても、専任教員がなるべく担当している。以上のように、本学では教育課程を遂行するために必要な教員数が確保されているといえる。

本学では、専任教員の採用についてはすべて公募であり、一部では任期制も採用されている。また、女性教員の比率、外国人教員の比率が非常に高く、外国人教員は欧米ばかりでなく世界各地域から採用されており、年齢構成についてもバランスが確保されている。従って、教員組織活動を活性化するための措置が適切に講じられている。

教員の教育活動については、年度ごとに全ての専任教員が教育目標を設定し自己評価するとともに、学生による授業評価アンケートを通して、教育活動に関する定期的な評価を行い、その結果をフィードバックしている。また、教員の採用基準や昇格基準などについては、規程と申し合わせを通して厳格に定められ、学士課程では教育上の指導能力の評価、大学院課程では教育研究上の指導能力の評価が明文化され必須とされている。

教員の研究活動は、教育内容と密接に関連するものとなっており、教育目的を達成するための基礎となっている。

最後に、本学の事務局は 100 人の事務職員から構成され、編成された教育課程を展開するために必要な組織編制がなされている。また、毎年度、各教員からの希望に応じて、TA と教務補佐が採用され、必要とされる教育補助活動を担っている。

基準 4 学生の受入

本学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、外国語学部と大学院地域文化研究科のそれぞれの教育目的に沿って明確に定められ、入学希望者向けの大学案内・大学院案内や本学のホームページの入試情報等を通して、学内外の関係者に公表され、周知が図られている。

また、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れを図るために、外国語学部では、一般選抜において分離分割方式を採用し、大学入試センター試験を入学者選抜に利用するとともに、「前期日程」では「外国語」と「世界史」の学力検査が、「後期日程」では「外国語」の学力検査が実施されている。大学院地域文化研究科では、受験生の特性に合わせて、言語科目、専攻専門科目、専攻科目を適宜組み合わせた筆答試験と論文・研究計画書に基づく口述試験を実施している。留学生、社会人、及び編入学生等に関しては、これらの学生の置かれた状況や属性に応じて、特別選抜入試などの適切な対応がとられているといえる。

外国語学部及び大学院地域文化研究科ともに、入学者選抜が適切な実施体制の下で行われるよう、規程や申し合わせ等を定め、入学者選抜を公正に実施している。また、大学院地域文化研究科では、口述試験の際に、受験生の専門分野に合わせて口述試験委員を選出することで、実質的できめ細かな入学者選抜が公正に行われている。

外国語学部では入試室が中心となって、大学院地域文化研究科では大学院企画運営室と大学院協議会が中心となって、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れを検証している。また、この検証結果に基づき、外国語学部の試験科目に「世界史」が導入され、大学院地域文化研究科博士前期課程では、一部の専攻・コースで専攻科目の論述試験が新たに導入され、入学者選抜の改善が行われている。

外国語学部では、一般選抜等において、入学定員を大幅に超えたり下回ったりすることは見られないが、大学院地域文化研究科では、平成 18 年度の改組以降も、また専攻・コースによって、入学定員を越えたり下回っ

たりする場合が見られる。これを解消するために、大学院地域文化研究科では、入学試験の方法を工夫する等、入学定員に実入学者数を合わせるための様々な取り組みを行っている。

基準 5 教育内容及び方法

本学では、教育目標や授与される学位に照らして学士課程と大学院課程の教育課程を編成し、授業内容を構成している。また、授業内容は、2件の21世紀COEプログラムと1件の特別教育研究経費に基づく教育研究プロジェクトの成果を反映したものをはじめ、教育目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっている。その上、他大学との単位互換制度や、「特色ある大学教育支援プログラム」、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に基づく正規教育や補充教育の実施、あるいは学部・大学院5年制の特化コースの設置によって、学生の多様なニーズや学術発展の方向、社会からの要請に対応している。年間修得可能単位数の上限設定や授業を通じた履修指導、e-Learningシステムによる授業時間外の学習確保によって、単位の実質化が図られている。

授業形態は講義と演習が中心で、教育目的の達成にとってバランスがとれている。また授業は、言語教育と演習・研究指導を中心に少人数教育が基本とされ、教育目的に応じて、臨地型授業や実習、インターンシップなどが導入されている。このほか、教育内容に応じて学習指導方法の工夫ができるように、教室に情報・視聴覚機器等を整備したり貸出が行われたりしている。シラバスは、教育課程編成の趣旨に沿うように記載項目を指定し作成され、配布物やwebページを通して活用できるようにしている。

成績評価基準や卒業・修了認定基準については、学則や規程を通して組織として策定され、学生に周知されている。また、それに従った成績評価や単位認定、卒業・修了認定が実際に行われている。成績評価等の正確さを担保するための措置として、成績問い合わせシステムが導入され機能している。なお、大学院課程では細則を通して厳格な学位論文審査体制が整備され機能している。

このほか、学士課程では、自主学習が可能となるように利用可能空間や情報機器を提供し、電子メールでの問い合わせやオフィスアワー、あるいはe-Learningシステムを利用して、基礎学力不足の学生への配慮もしている。他方、大学院課程では、教育課程の趣旨に沿った研究指導ができるように、規程や細則を設け、学位論文にかかる適切な指導体制が整備され機能している。また、複数教員による研究指導やTA、RA活動を通して、学生の教育研究能力の向上にも努めている。

基準 6 教育の成果

本学では、学士課程、大学院課程ともに、ホームページや学則を通して、学生が身につけるべき学力、資質・能力や養成しようとする人材像等について明確な方針が明らかにされている。また、単位修得状況、進級や卒業・修了の状況、あるいは本学学生のTOEICの得点分布や教職員免許状の取得状況などの資格取得状況から判断して、学士課程と大学院課程の博士前期課程については、学生が身につけるべき学力、資質・能力について、教育の成果や効果が上がっているといえる。他方、大学院課程の博士後期課程については、在学する学生の研究論文等の発表数から判断して、教育の成果や効果が上がっているといえるが、学位取得率は低い状況にある。

一方、本学が定めた、学生が身につけるべき学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての明確な方針が達成されているかどうかを検証・評価するために、本学では、授業評価アンケートや卒業生・修了生の就職先アンケートを実施している。そして、これらアンケートの結果は、学士課程では教務委員会、大学院課程では大学院協議会で審議され、検証・評価している。

平成18年度に実施された学生による授業評価アンケートによれば、学士課程、大学院課程ともに、7割以上の在籍生が、本学の教育について、「良い」という評価を下している。また、同年度末に実施された卒業・修了予定者に対する本学の教育満足度についてのアンケートでは、総じて約7割以上の人が、本学の教育について「良い」あるいは「普通」と回答している。このことから、本学では、教育の成果や効果が上がっているとい

える。

また、卒業生や修了生の卒業・修了後の進路や、就職率や進学率といった定量的な面を合わせてみると、本学の教育の目的で意図している養成しようとしている人材像等について、教育の成果や効果が上がっていると判断できる。他方、卒業生や修了生が就職した先に対するアンケートでは、IT スキル、企画力、問題解決力、実務知識・技能、専門知識等において高い評価を得られなかった一方で、本学の教育目的に近い語学力や国際感覚では、非常に高い評価を受けている。このような結果からすれば、本学の教育については、その成果や効果が上がっているといえる。

基準 7 学生支援等

学生の授業科目の選択や専門、専攻の決定に関して、外国語学部も大学院地域文化研究科もともに、その都度、適切な時期にガイダンスやオリエンテーションを実施している。また、オフィスアワーや電子メール等を活用して、学生に対して個別に学習相談、助言を行うだけでなく、専攻語や演習の授業を通して、きめ細かな学習相談や助言、あるいは学習支援に関する学生ニーズの汲み取りがなされるようにしている。学習支援に関するニーズの把握は、学生相談室でも行われている。

留学生や社会人学生、あるいは障害のある学生といった特別の支援を必要とする者については、必要に応じて、チューターや教務補佐を採用したり、電子メール等による直接的な学習支援等を実施している。また、留学生については、全学日本語教育プログラムを通して補充教育も行っている。このほか、本学では、附属図書館や研究講義棟内に十分な自習スペースを確保し、学生が自由に利用できる情報機器も十分設置している。

学生のサークル活動等をはじめとする課外活動に関しては、それが円滑に進められるように施設設備面と財政面を中心に様々な支援を行っている。特に、大学祭では、「特色ある大学教育支援プログラム」を通して、語劇への支援が行われている。

健康相談は保健管理センター、生活相談、進路相談は学生相談室及び就職支援室、各種ハラスメント相談はセクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等人権侵害に関わるハラスメント防止委員会及びハラスメント相談室が中心となっており、必要な相談・助言体制を整備している。また、生活支援等に関する学生のニーズは、授業を通して、あるいは各種相談室を通して、随時把握する体制をとっている。また、平成 18 年度には、大学生生活協同組合の協力を得て、学生の生活実態に関するアンケート調査が行われた。

留学生については、国際交流会館の建設やチューターの採用、あるいは「東京外国語大学留学生支援の会」の活動を通して、必要な生活支援を行っている。また、障害のある学生についても、チューターの採用や大学構内のバリアフリー化を通して生活支援を行っている。

本学独自の奨学金制度をはじめとする各種奨学金の取り扱いや入学金免除・授業料免除の実施を通して、学生への経済面での支援を行っている。また、平成 18 年度に「国際教育支援基金」を設置して、募金活動を開始し、将来的に独自の奨学金制度を拡大する予定である。

基準 8 施設・設備

本学の校地及び校舎面積は、大学設置基準を満たすとともに、本学の教育研究組織の運営と教育課程の実現のために、講義室、演習室、附属図書館、語学学習等を目的とした AV ライブラリー、言語情報実験実習室などの実験室、総合情報コラボレーションセンターをはじめとする情報処理施設、体育館等の体育関連施設などの施設・設備を整備し、有効に活用している。また、施設内の各所で、身障者用エレベーターやトイレ、スロープ等を設置し、構内には点字ブロックを設けて、施設・設備のバリアフリー化を図っている。

本学の情報ネットワークについては、末端まで 1Gbps で超高速 LAN に接続でき、キャンパス内のすべての建物で無線 LAN に接続することができるネットワーク環境を整備している。ネットワークに接続する際は、接続のための認証が必要であり、セキュリティにも十分配慮している。無線 LAN の利用及び自由接続利用は、年間

東京外国語大学

で約1万2000回接続を行っており、有効に活用されている。

これら学内の施設・設備については、要項や規程などを設けて、明確な運用方針を規定しており、新入生ガイダンス、『学生便覧』などの資料の配布、ホームページなどを通して、大学構成員に周知している。

附属図書館では、図書721,536冊、学術雑誌7,010タイトルが所蔵されており、一部貴重書を除きすべて開架され、学生等が自由に閲覧できるようになっている。図書等の選定は、学問分野のバランスを考慮して、各学問分野から選出された教員からなる選書委員会が行うとともに、留学生用図書については、日本課程及び留学生日本語教育センター教員に推薦を依頼している。視聴覚資料については、AVライブラリーが一元的に管理し、オーディオテープ、ビデオ、CD、DVDなど4,500点の視聴覚教材が所蔵され利用されている。附属図書館は地域社会にも開放されており、学外者の利用も含めて、平成18年度の入館者数は288,825名、学生には総計61,062冊の資料が貸し出された。以上のように、本学では、図書、学術雑誌、視聴覚資料などの教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているといえる。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学では、年度計画の実績報告書と独自の教員自己評価報告書の作成といった機会を利用して、教育の状況に関する活動実態を示すデータや資料を組織的に適切に収集・蓄積している。また、このようなデータ収集の一環として、毎年度、学士課程と大学院課程において、学生による授業評価アンケートと卒業（修了）予定者による教育満足度アンケートを実施し、教育の状況に関する学生からの意見聴取を行っている。その結果は、統計的に処理された上、教育の状況に関する自己点検・評価が実施されている。

他方、このようなデータの収集は、学外関係者からも行われている。平成13年度と平成18年度には、卒業生・修了生が就職した先の企業などから、本学の教育の状況に関するアンケート調査を実施した。また、本学の同窓会組織である「外語会」とのあいだでは、平成16年度から合同協議会を開催し、卒業生・修了生の立場から本学の教育に関する意見交換も行っている。なお、平成19年度6月に外国語学部では、学外関係者による言語教育に関する外部評価のための訪問調査を行った。

以上のような本学の教育状況に関する評価結果は、学士課程では、授業科目区分ごとの推進室と教務委員会、FD委員会へフィードバックされ、教育の質の向上と改善のための取組みにつながられている。また、大学院課程でも、大学院企画運営室とカリキュラム部会を中心に、教育の質の向上と改善に役立っている。このほか個々の教員も、評価結果を踏まえて、それぞれで継続的に質の向上を図っている。こうした組織的、個人的取り組みの成果は、授業評価アンケートなどの教育状況を示すデータの改善となって表れている。

最後に、本学では平成19年度の大学院設置基準の改正を踏まえて、平成18度からFD活動の在り方を再検討するとともに、留学生教育のあり方や授業評価アンケートの有効活用のための方策といったテーマをFD活動として検討してきた。また、平成19年5月には、授業評価アンケートで高い評価を受けた教員による講演と討議を通して、個々の教員の授業改善のための情報交換を図った。教育支援者や教育補助者に対しても、語学研修や実地研修の機会を提供するなどして、その資質の向上を図るための取り組みをしている。

基準10 財務

本学は、ほとんどが土地、建物、図書からなる資産を有し、本学の目的に沿った教育研究活動を遂行できる資産を有している。本学の流動比率、自己資本比率を見てみると、それらは本学と類似する他の国立7大学の平均値を上回っており、安定した財務的基盤があるといえる。また、債務は、返済を要しない資産見返負債や運営費交付金債務がほとんどであり、過大とはなっていない。

法人化以降の本学の経常的収入は、およそ59億円前後で安定している。また、その構成比も、運営費交付金が約55%、学生納付金等の自己収入が40%と一定で安定している。したがって、本学では、大学の目的に沿った教育研究活動遂行するための、一定の収入源からの経常的収入が継続的に確保されているといえる。

本学では、大学運営会議、経営協議会、役員会などの審議を通して、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、予算、収支計画、資金計画等が作成され、関係者に明示されている。そして、本学の平成18年度の収支は、当期総利益で4980万円を計上し、支出超過していない。また、教育研究活動に要する経費は、毎年度約44億円を確保しており、教育研究活動に対して適切な資源配分がなされているといえる。

本学の財務諸表等については、法令に基づき財務諸表を官報に公示し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を情報公開室で閲覧に供するとともに、大学ホームページに掲載しており、適切な形で公表されているといえる。そして、財務に対する監査は、会計課職員による会計伝票作成毎に書面監査が日々行われている。内部監査及び監事監査については、本学の監査規程等に基づき、また、会計監査人については法令に基づき、それぞれ監査が実施され、いずれも適正である旨の監査報告書が提出されており、財務に対して会計監査等が適正に行われている。

基準 11 管理運営

管理運営組織は、法令に基づく「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」を設置するとともに、学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営、並びに法人と大学の一体運営を推進するための体制、及び学長を補佐する体制等が整備されている。他方、事務組織は、大学の目的を遂行するのに必要な事務を掌理し、10課、94名からなる事務局を構成し、各課は、管理運営・教育研究を支援するとともに、大学運営にも参画している。

研修計画に基づいて、管理運営に関わる事務職員への研修は組織的に行われ、管理運営に関わる職員の資質の向上が図られている。また、管理運営に関する方針は明確に定められ、学内の諸規程を整備するとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されている。

大学の目的を達成するために、学長が役員会の場で意思決定を行い、原案を作成し、役員会規程、経営協議会規程、教育研究評議会規程に定める審議事項については、該当する会議の審議を踏まえた上で、最終決定としている。全学委員会、「室」の長には、学長、理事、副学長又は学長特別補佐を充て、具体的な事業実施の判断を委ね、機動的な業務遂行を確保している。また、学生、教員、事務職員、保護者等の学外関係者のニーズの把握に努め、適切な形で管理運営に反映されている。

監事は、国立大学法人法及び本法人が定めた監査規程、監事が定めた監査計画等により、業務監査を適切に実施するとともに、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行っている。

自己点検・評価の実施体制として「点検・評価室」を設置し、大学データベースシステムの構築により、活動状況に関するデータや情報が蓄積され、全学的な状況について根拠となる資料やデータに基づき、点検・評価を行っている。そして、自己評価報告書を構成員及び関係機関に配布し、大学のホームページで公表している。

自己点検・評価の結果については、部局ごとに外部評価を受けるとともに、国立大学法人評価委員会による評価を毎年受けている。点検・評価室を中心に、管理運営に係る評価結果が役員会等にフィードバックされており、管理運営の改善ための取組が十全に行われている。